

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月31日

【事業年度】 第148期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 ライオン株式会社

【英訳名】 Lion Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤 重 貞 慶

【本店の所在の場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 東京(3621)6211(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 岩 堀 信 二 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 東京(3621)6211(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 岩 堀 信 二 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
ライオン株式会社 大阪オフィス
(大阪市福島区福島七丁目22番1号)
ライオン株式会社 名古屋オフィス
(名古屋市中区錦二丁目3番4号
名古屋錦フロントタワー)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第144期 平成16年12月	第145期 平成17年12月	第146期 平成18年12月	第147期 平成19年12月	第148期 平成20年12月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	309,514	331,798	330,380	341,717	338,236
経常利益 (百万円)	8,271	8,514	2,427	10,104	7,603
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	4,723	5,473	5,540	5,423	3,040
純資産額 (百万円)	101,021	109,103	105,133	107,540	100,574
総資産額 (百万円)	235,405	249,303	246,327	279,147	267,438
1株当たり純資産額 (円)	356.90	384.60	376.76	382.80	362.02
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	16.66	19.10	19.60	20.06	11.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		19.05	19.52	20.02	11.22
自己資本比率 (%)	42.9	43.8	41.3	37.1	36.6
自己資本利益率 (%)	4.4	5.2	5.3	5.3	3.0
株価収益率 (倍)		39.5	30.8	26.6	43.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,270	1,865	3,343	16,030	15,183
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,059	9,262	11,092	39,500	11,798
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,553	1,514	3,610	29,844	2,689
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	24,480	15,788	26,782	33,219	33,098
従業員数 (名)	5,721	6,024	5,771	5,761	5,774
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	267,382	270,894	257,471	267,135	266,478
経常利益 (百万円)	5,295	6,453	1,630	10,171	6,590
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	5,428	4,657	5,869	5,087	2,908
資本金 (百万円)	34,433	34,433	34,433	34,433	34,433
発行済株式総数 (株)	313,515,346	313,515,346	299,115,346	299,115,346	299,115,346
純資産額 (百万円)	90,320	96,819	89,421	90,874	88,536
総資産額 (百万円)	212,420	217,016	212,806	244,366	241,061
1株当たり純資産額 (円)	319.15	341.38	331.02	335.60	327.17
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	8 (4)	9 (4)	10 (5)	10 (5)	10 (5)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	19.04	16.33	20.76	18.81	10.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		16.28	20.68	18.77	10.73
自己資本比率 (%)	42.5	44.6	42.0	37.2	36.7
自己資本利益率 (%)	5.6	5.0	6.3	5.6	3.2
株価収益率 (倍)		46.2	29.0	28.4	45.1
配当性向 (%)		54.7	47.2	53.2	93.0
従業員数 (名)	2,467	2,502	2,494	2,496	2,480

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第144期においては、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

3 第146期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4 第146期から改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2 【沿革】

当社は、昭和55年1月1日「ライオン歯磨株式会社」と「ライオン油脂株式会社」が対等合併し、「ライオン株式会社」として発足いたしました。

創業から合併以前の二社の時代、及び合併してライオン株式会社になってからの主な経過は次のとおりであります。

年月	概要		
明治24.10	初代小林富次郎が神田柳原河岸の店舗(小林富次郎商店)にて、石鹼・燐寸の原料と石鹼の製造販売を開始。		
29.7	初めて良質粉歯磨の製造を開始し、これを「獅子印ライオン歯磨」と名づける。		
43.12	合資会社ライオン石鹼工場を設立。		
(以下、左欄はライオン歯磨株式会社に関する沿革を記載し、右欄はライオン油脂株式会社に関する沿革を記載する。)			
年月	ライオン歯磨株式会社	年月	ライオン油脂株式会社
大正7.9	小林富次郎商店を改組して、株式会社小林商店設立。	大正8.8	合資会社ライオン石鹼工場を改組して、ライオン石鹼株式会社を設立。
		昭和11.4	平井工場(旧東京工場)竣工。
		15.9	ライオン石鹼株式会社をライオン油脂株式会社と商号変更。
昭和24.2	株式会社小林商店をライオン歯磨株式会社と商号変更。	16.2	ライオン石鹼東京配給株式会社(現在のライオン商事株式会社)設立。
24.5	東京証券取引所に上場。	24.5	東京証券取引所に上場。
36.6	ライオン不動産株式会社(現在のライオンビジネスサービス株式会社)設立。	35.11	リード石鹼株式会社(昭和42.7ライオン販送株式会社と改称、現在のライオン流通サービス株式会社)設立。
38.11	ライオンサービス株式会社(現在のライオン流通サービス株式会社)設立。	38.11	アーマー社等と共同出資でライオン・アーマー株式会社(現在のライオン・アクゾ株式会社)設立。
39.9	小田原工場竣工。	39.11	川崎工場竣工。
41.5	大阪証券取引所市場第一部に上場。 (平成19年12月上場廃止)	42.12	サハ社と共同出資で泰国獅王油脂有限公司(現在の泰国獅王企業有限公司)設立。
44.4	明石工場竣工。	43.10	大阪工場竣工。
		44.9	九州ライオン石鹼株式会社を吸収合併(旧九州工場)。
46.11	ライオン油脂株式会社と共同で小田原に生物実験センターを完成。	46.2	ライオンエンジニアリング株式会社(現在のライオンエンジニアリング株式会社)設立。
49.6	小田原に新研究所竣工。	46.11	ライオン歯磨株式会社と共同で小田原に生物実験センターを完成。
50.11	マコーミック社と共同出資でライオンマコーミック株式会社設立。 (平成19年7月清算終了)	53.1	ライオン歯磨株式会社と共同出資でライオン製品株式会社設立。
53.1	ライオン油脂株式会社と共同出資でライオン製品株式会社設立。	54.5	出光石油化学株式会社と共同出資でカルプ工業株式会社設立。
54.6	ライオン歯磨株式会社とライオン油脂株式会社とが昭和55年1月に対等合併し、ライオン株式会社となる旨の合併契約書に調印。		
(以下、ライオン株式会社に合併してからの沿革を記載する。)			
年月	ライオン株式会社の概要		
昭和55.1	ライオン株式会社発足。		
55.4	プリストル・マイヤーズ社と共同出資でプリストルマイヤーズ・ライオン株式会社設立。		
56.11	小田原工場内に薬品工場竣工。		
57.3	獅王家庭用品(シンガポール)有限公司設立(現在の獅王企業(シンガポール)有限公司)。		
57.8	千葉工場竣工。		
57.11	ライオン化学株式会社(現在のライオンケミカル株式会社)設立。		
60.7	藤沢薬品工業株式会社より芳香剤等ホームケア用品の製造販売権を取得。		
61.1	ライオンサービス株式会社とライオン販送株式会社が合併し、ライオン流通サービス株式会社発足。		
平成元.2	ライオンオレオケミカル株式会社設立。		
5.1	アンネ株式会社を吸収合併。		
12.12	九州工場閉鎖。		
14.2	伊勢原工場閉鎖。		
15.7	川崎工場閉鎖。		
15.12	ライオンオレオケミカル株式会社がライオン化学株式会社に営業譲渡し、ライオンケミカル株式会社発足。		
16.12	中外製薬株式会社より一般用医薬品事業ならびに韓国CJ Corp.より生活化学品事業を取得(現在のCJライオン株式会社)。		
18.10	東京工場閉鎖。		
19.6	ライオンエコケミカルズ有限公司をマレーシアに設立。		
19.7	米国プリストル・マイヤーズ スクイブ社より鎮痛解熱剤の日本及びアジア・オセアニア地域(中国等の一部国・地域を除く)における商標権を取得。それに伴い、プリストル・マイヤーズ社との合併契約を解消し、プリストルマイヤーズ・ライオン株式会社を解散。		

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社26社及び関連会社15社で構成され、ヘルスケア、ハウスホールド、及び化学品の製造販売を主な内容とし、更に各事業に関連する物流その他のサービス等の事業活動を行っております。

当社グループの事業に係わる位置づけ及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、事業の種類別セグメントと同一の区分であります。

(ヘルスケア事業)

主として当社が製造または購入し、代理店・特約店を通じて販売されております。ライオンケミカル(株)(連結子会社)は、当社に原料と商品を提供しております。また、ライオンパッケージング(株)(連結子会社)は、当社に商品を提供しております。

なお、歯科材料等については、ライオン歯科材(株)(連結子会社)が当社より購入し、販売しております。また、ライオン・フィールド・マーケティング(株)(連結子会社)及びレオフィールド(株)(連結子会社)が当社等の販売促進活動業務を行っております。

海外においては、泰国獅王企業有限公司(連結子会社)、CJライオン(株)(連結子会社)及び獅王日用化工(青島)有限公司(連結子会社)が製造・販売を、獅王家庭用品(国際)有限公司(連結子会社)及び獅王企業(シンガポール)有限公司(連結子会社)が、当社及び泰国獅王企業有限公司(連結子会社)ならびに獅王日用化工(青島)有限公司(連結子会社)より商品・製品の一部を購入し、販売しております。

(ハウスホールド事業)

主として当社が製造または購入し、代理店・特約店を通じて販売されております。ライオンパッケージング(株)(連結子会社)は、製造を一部担当しております。また、ライオンケミカル(株)(連結子会社)、一方社油脂工業(株)(連結子会社)及びライオン・アクゾ(株)(持分法適用関連会社)は、当社に原料を提供しております。

なお、厨房用洗剤等は、ライオンハイジーン(株)(連結子会社)が、ペットフード・ペット用品は、ライオン商事(株)(連結子会社)が一部を当社より購入し、販売しております。また、ライオン・フィールド・マーケティング(株)(連結子会社)及びレオフィールド(株)(連結子会社)が当社の販売促進活動業務を行っております。

海外においては、泰国獅王企業有限公司(連結子会社)及びCJライオン(株)(連結子会社)が製造・販売を、獅王家庭用品(国際)有限公司(連結子会社)及び獅王企業(シンガポール)有限公司(連結子会社)が、当社及び泰国獅王企業有限公司(連結子会社)より商品・製品の一部を購入し、販売しております。

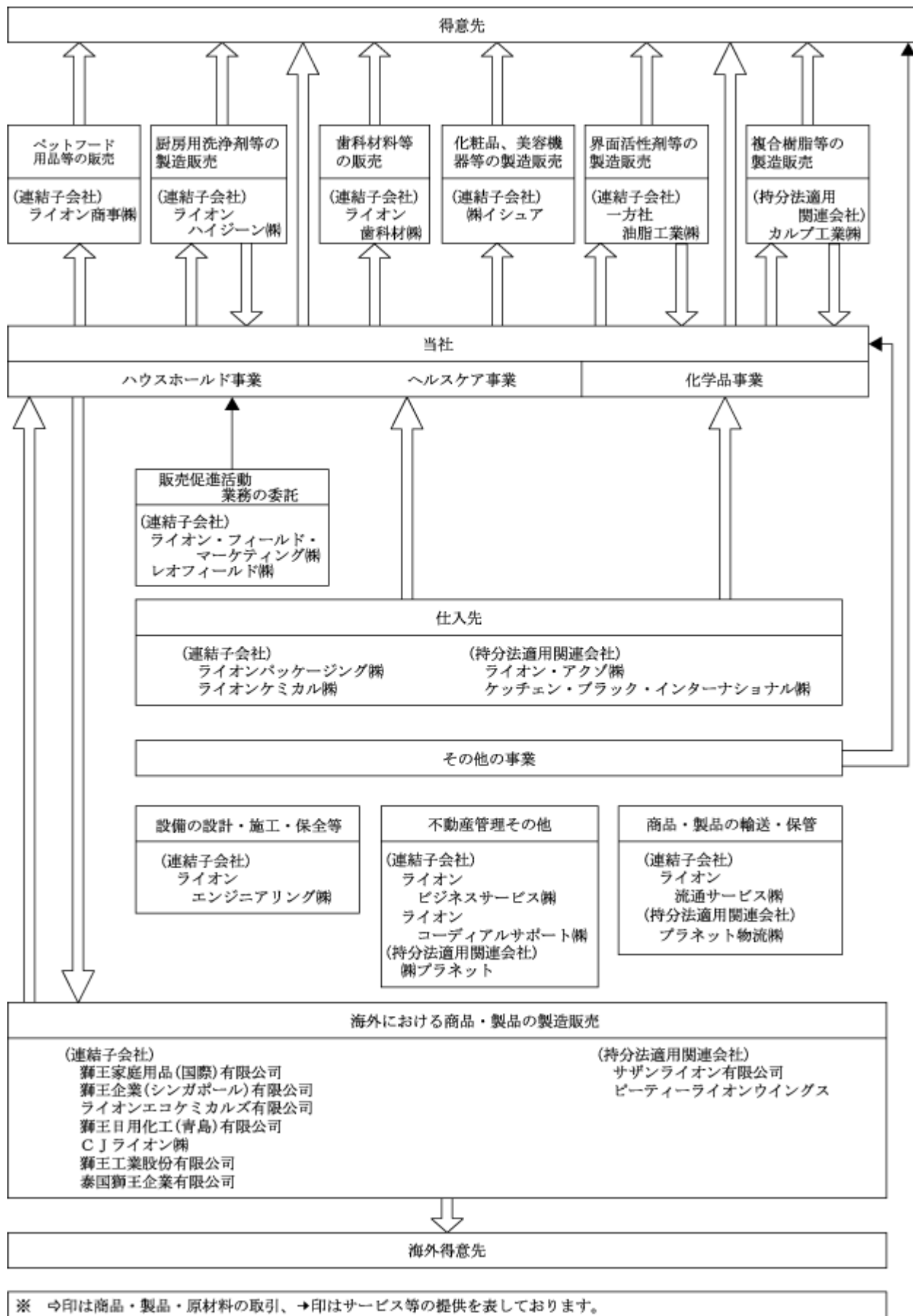
(化学品事業)

化学品は、当社及び一方社油脂工業(株)(連結子会社)が製造または購入し、代理店を通じて販売されております。ライオンケミカル(株)(連結子会社)、ライオンパッケージング(株)(連結子会社)、一方社油脂工業(株)(連結子会社)及びライオン・アクゾ(株)(持分法適用関連会社)は、製造を一部担当し当社に供給しております。

(その他の事業)

その他の事業として、ライオンエンジニアリング(株)(連結子会社)が当社等の設備の設計、施工、保全業務を、ライオン流通サービス(株)(連結子会社)が当社等の商品・製品の運送、保管業務を、ライオンビジネスサービス(株)(連結子会社)が当社等の不動産・保険関係業務及び福利厚生業務を行っております。また、これらの業務のうち、ヘルスケア事業、ハウスホールド事業及び化学品事業に関連するものについては、その内容に応じてそれぞれの事業に振り分けております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ライオン エンジニアリング(株)	東京都墨田区	100	その他の事業	100.0	1	9	なし	当社設備等 の建設及び 保守管理	事務所の 一部賃貸
ライオンケミカル(株) 1	東京都墨田区	7,800	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業 化学品事業	100.0	4	9	貸付金	原料・商品 の仕入	事務所・ 土地の一 部賃貸借
ライオン歯科材(株)	東京都墨田区	10	ヘルスケア事業	100.0		5	なし	当社製商品 の販売	事務所の 賃貸
ライオン商事(株)	東京都墨田区	240	ハウスホールド 事業	100.0	3	5	貸付金	当社製商品 の販売	事務所の 一部賃貸
ライオン ハイジーン(株)	東京都墨田区	300	ハウスホールド 事業	100.0	4	7	なし	当社商品の 販売及び商 品の仕入	事務所・ 倉庫の一 部賃貸
ライオン パッケージング(株)	千葉県市原市	180	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業 化学品事業	100.0		8	貸付金	材料・商品 の仕入	土地の一 部賃貸
ライオン ビジネスサービス(株)	東京都墨田区	490	その他の事業	100.0	1	4	なし	賃貸物件の 斡旋依頼及 び保険付保	事務所の 一部賃貸 借
ライオン・ フィールド・ マーケティング(株)	東京都墨田区	50	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業	100.0	1	7	なし	販売促進活 動業務の委 託	事務所の 一部賃貸
ライオン 流通サービス(株)	東京都墨田区	40	その他の事業	100.0	3	6	なし	当社製商品 の輸送・保 管	事務所の 一部賃貸
レオフィールド(株)	東京都墨田区	50	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業	100.0	1	8	なし	販売促進活 動業務の委 託	事務所の 一部賃貸
ライオン コーディアル サポート(株)	東京都墨田区	20	その他の事業	100.0		5	なし	一般労働者 の派遣	事務所の 賃貸
(株)イシュア	東京都港区	20	ヘルスケア事業	100.0		5	なし		事務所の 一部賃貸
一方社油脂工業(株)	兵庫県小野市	200	ハウスホールド 事業 化学品事業	76.7	2	6	貸付金	当社製商品 の販売及び 原料・商品 の仕入	
獅王家庭用品(国際) 有限公司 4	中華人民共和国 (香港)	千香港ドル 12,000	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業	100.0	1	3	なし	当社製商品 の販売	
獅王企業 (シンガポール) 有限公司	シンガポール	千シンガポール ドル 9,000	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業	100.0	1	3	なし	当社製商品 の販売	
ライオンエコケミカ ルズ有限公司	マレーシア	千マレーシア ドル 90,000	化学品事業	100.0	1	3	なし		

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
CJライオン(株)	大韓民国	千韓国ウォン 5,000,000	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業 化学品事業	81.0	1	4	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	
獅王日用化工 (青島)有限公司	中華人民共和国	723	ヘルスケア事業	85.7	1	5	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	
泰国獅王企業 有限公司	タイ	千バーツ 300,000	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業	51.0	3	5	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	
獅王広告有限公司	中華人民共和国 (香港)	千香港ドル 100	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業	2 100.0 (100.0)		3	なし		
獅王工業股? 有限公司	台湾	千台湾ドル 218,150	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業 化学品事業	53.8	3	4	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	
獅王日化貿易 (上海)有限公司	中華人民共和国	100	ヘルスケア事業	100.0	1	2	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ライオン・アクゾ(株)	三重県四日市市	1,000	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業 化学品事業	50.0	2	3	なし	脂肪酸窒素 誘導体等の 購入	事務所の 一部賃貸
ケッチェン・ブラッ ク・インターナシヨ ナル(株)	東京都墨田区	50	化学品事業	3 [66.6]	2	2	なし	帯電防止剤 ・カーボン の購入	
カルプ工業(株)	東京都千代田区	100	化学品事業	50.0	2	3	なし	特殊複合合 成樹脂の購 入	
サザンライオン有限 公司	マレーシア	千マレーシア ドル 22,000	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業	50.0	1	2	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	
(株)プラネット	東京都港区	436	その他の事業	16.1	1		なし	VANの利用	
プラネット物流(株)	東京都港区	240	その他の事業	20.8	1	1	なし	当社製商品 の輸送・保 管	
ピーティーライオン ウイングス	インドネシア	百万ルピア 64,062	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業	48.0	1	3	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	

- (注) 1 ライオンケミカル(株)は特定子会社であります。
2 獅王広告有限公司の議決権は獅王家庭用品(国際)有限公司が所有しております。
3 ケッチェン・ブラック・インターナショナル(株)の議決権は、ライオン・アクゾ(株)が所有しております。
4 獅王家庭用品(国際)有限公司は、平成21年3月より、獅王(香港)有限公司に社名変更しております。
5 (株)プラネットは、有価証券報告書を提出しております。なお、(株)プラネット以外の上記連結子会社及び持分法適用関連会社は有価証券届出書及び有価証券報告書を提出していません。
6 議決権に対する所有割合の()内は間接所有割合で内数であります。また、[]内は緊密な者等(関連会社)の所有割合で外数であります。
7 上記以外に小規模な持分法適用非連結子会社が2社、持分法適用関連会社が2社あります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
ヘルスケア事業	2,297
ハウスホールド事業	2,443
化学品事業	572
その他の事業	197
全社(共通)	265
合計	5,774

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢 (歳)	(月)	平均勤続年数 (年)	(月)	平均年間給与(円)
2,480	43	1	20	0	7,183,163

(注) 1 従業員は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社及び一部子会社では労働組合が組織されております。なお、労使関係は安定しており特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、米国金融危機に端を発した経済情勢の世界的な悪化の影響を受け、期後半から景気の後退が深刻さを増し、企業収益が大幅に減少するとともに個人消費にも冷え込みがみられるなど厳しい状況にありました。

当社グループが主に事業を展開する国内日用消費財業界は、原材料価格が上昇する中、店頭での激しい販売競争が依然として続き、厳しい事業環境にありました。

このような事業環境下において、当社グループは、「企業価値の向上」を目指した中期経営計画「VIP(ブイアイピーター)09計画」のもと、収益基盤の強化と環境対応先進企業を目指した活動に取り組みました。収益基盤の強化として、国内では、成長市場に新製品を投入し重点ブランドの強化に努めるとともに、お客様に新しい価値を提案する新製品を導入しました。また、平成21年6月施行の改正薬事法を視野に入れ、オーラルケア、ビューティケア事業分野と薬品事業分野の営業組織統合を行いました。海外では、各国共通ブランドの品ぞろえの拡充や改良による拡売に努めました。加えて、マレーシアにパーム油を原料とする植物由来の界面活性剤「MES(エムイーエス)(アルファスルホ脂肪酸メチルエステル塩)」の製造工場を建設し、次期の事業開始に向けた準備を進めました。また、製造原価の低減や生産管理サイクル短縮による在庫削減等のコストダウン施策に取り組みました。環境対応先進企業を目指した活動として、平成21年までの当社グループの「環境中期3ヵ年計画」にもとづき、温暖化ガス排出量削減、製品を通じた環境配慮等の「ECO LION(エコライオン)」活動を推進しました。

以上のような経営努力を傾注いたしましたが、当連結会計年度の業績は、海外事業で為替の急激な変動等の影響を受け、売上高3,382億3千6百万円(前年同期比1.0%減)、営業利益は、コストダウン額を上回る原材料価格の上昇等により82億7千7百万円(同7.1%減)、経常利益は、持分法による投資利益の減少等により76億3百万円(同24.8%減)、当期純利益は、投資有価証券の評価損を計上し30億4千万円(同43.9%減)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

ヘルスケア事業

当事業の売上高は、1,363億8千4百万円(前年同期比0.7%増)となりました。営業利益は、製造原価低減等により、79億2千8百万円(同46.4%増)となりました。

(オーラルケア事業分野)

当事業分野では、主力の「デンターシステム」シリーズに歯磨、歯刷子、口中剤等の新製品や改良品を導入し100億円ブランドに育成しました。また、拡大が続く高付加価値歯磨分野で歯槽膿漏予防の「デントヘルス」シリーズの品ぞろえを強化し重点育成に努めました。

歯磨は、「デンタークリアMAX(マックス)」、「デンターシステムEX(イーエックス)」が好調に推移するとともに、知覚過敏のしみる症状と歯槽膿漏を防ぐ「デントヘルス薬用ハミガキ しみるブロック」を新発売し、全体では売上を堅調に伸ばしました。

歯刷子は、主力の「ピトイーン」や改良発売した超極細毛の「デンターシステム」が堅調に推移しましたが、旅行用の「エルパック」が伸びなやみ、全体では前年同期比横ばいの売上となりました。

口中剤は、殺菌成分が歯周病菌や口臭原因菌の巣の内部まで浸透殺菌する「デンターシステムEX(イー

エックス)デンタルリンス」を新発売し、前年同期の売上をかなり上回りました。

また、お口の健康をサポートするチューインガム「MEDISH(メディッシュ)」を新発売し、事業分野の領域拡大に取り組みました。

歯科材料は、美白歯磨「Brilliant more (ブリリアント モア)」を新発売するなど、全体では売上を堅調に伸ばしました。

また、海外では、タイの「システム」歯刷子、洗口液が好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りましたが、為替変動の影響を受け、円貨換算では前年同期を下回りました。

以上の結果、当事業分野の売上高は、549億4千2百万円（前年同期比1.6%増）となりました。

（ビューティケア事業分野）

当事業分野では、収益力強化に向けて重点ブランドの強化と新規市場の開拓に取り組みました。重点ブランド「キレイキレイ」を清潔習慣ブランドとして強化するために、新分野新製品の導入や販売促進活動の強化を行いました。また、スキンケアの新ブランド「BATHTOLOGY(バストロジー)」の導入・育成、機能性食品分野の「ナイスリムエッセンス ラクトフェリン」の育成により新規市場の開拓を進めました。

シャンプー、リンスは、男性向けブランド「PRO TEC(プロ テク)」の品ぞろえを強化するとともに、フケ・かゆみを防ぐ薬用シャンプー・コンディショナー「オクト serapie(セラピエ)」を新発売し、全体の売上は前年同期比微増となりました。

ハンドソープは、「キレイキレイ薬用泡ハンドソープ」が好調に推移する中、水を使わず手軽に使える「キレイキレイ薬用泡で出る消毒液」を新発売し、全体では前年同期の売上を大幅に上回りました。

ボディソープは、クリーミーな泡で入浴後の乾燥から肌を守る「BATHTOLOGY(バストロジー) 泡のボディケアウォッシュ」を新発売し、前年同期の売上を上回りました。

制汗剤は、携帯サイズの「バン デオドラントミスト」を新発売しましたが、主力の「バン デオドラントパウダースプレー」が市場規模縮小の影響を受け、全体の売上は伸びなやみしました。

また、乳由来のラクトフェリンが腸まで届く「ナイスリムエッセンス ラクトフェリン」（通信販売商品）がお客様のご好評を得て、機能性食品分野の売上が拡大しました。

また、海外では、タイの「植物物語」ボディソープや韓国の「キレイキレイ」ハンドソープが好調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りましたが、為替変動の影響を受け、円貨換算では伸びなやみしました。

以上の結果、当事業分野の売上高は、354億8千4百万円（前年同期比1.4%増）となりました。

（薬品事業分野）

当事業分野では、主力ブランド「パファリン」、「スマイル」等の育成を進めました。また、血圧が高い人に向けた特定保健用食品「トマト酢生活 トマト酢飲料」を通信販売で新発売するとともに、大人のニキビ・肌あれを改善する内服薬「ペアA錠」を新発売し、新規市場開拓に取り組みました。

鎮痛解熱剤は、主力の「パファリンA」で販売促進活動を積極的に推進しましたが、競争激化の影響を受け、全体の売上は前年同期を下回りました。

アイケア剤は、「スマイル40」シリーズが好調に推移する中、コンタクト装着中の目のかわきに優れた効果を発揮する目薬「スマイルコンタクト ドライテクト」を新発売し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

外用消炎鎮痛剤は、主力の「ハリックス55EX(イーエックス)」シリーズが好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

ビタミン含有保健薬は、栄養ドリンク剤「グロンサン」、「新グロモント」の販売促進活動を強化し、売上は好調に推移しました。

殺虫剤は、主力のくん煙剤の市場規模縮小等の影響を受け、売上は前年同期を下回りました。
以上の結果、当事業分野の売上高は、459億5千6百万円（前年同期比0.9%減）となりました。

ハウスホールド事業

当事業の売上高は、為替変動の影響を受け、1,635億4千1百万円（前年同期比2.9%減）となりました。
営業損益は、製造原価の低減等に取り組みましたが、原材料価格上昇等の影響を受け、7億2千5百万円（同76.8%減）となりました。

（ファブリックケア事業分野）

当事業分野では、洗濯用洗剤と柔軟剤の成長市場に主力ブランド「トップ」、「ソフラン」の高付加価値製品を開発・導入し重点育成に努めました。

洗濯用洗剤は、粉末洗剤の市場規模が縮小する中、優れた洗浄力と環境へのやさしさを両立した「トップ」の売上は横ばいで推移しました。成長する液体洗剤市場に新発売した天然ハーブの香りが着るときまで長続きする「香りつづくトップ」がご好評をいただくとともに、改良発売したおしゃれ着洗いの「アクロン」が順調に推移し、全体では前年同期を上回る売上となりました。

漂白剤は、主力の「手間なしブライト」が順調に推移しましたが、市場規模縮小の影響により、全体では前年同期比横ばいの売上となりました。

柔軟剤は、高い防臭効果で、こちよい香りが長続きする「香りとデオドラントのソフラン」を改良発売し、お客様のご好評を得て好調に売上を伸ばし、全体の売上は前年同期を上回りました。

また、海外では、タイの洗濯用洗剤が好調に推移するなど全体の売上は前年同期を上回りましたが、為替変動の影響を受け、円貨換算では前年同期を下回りました。

以上の結果、当事業分野の売上高は、1,165億7千2百万円（前年同期比1.8%減）となりました。

（リビングケア事業分野）

当事業分野では、台所用洗剤で食器洗い機専用洗剤等の成長市場に新製品を導入するとともに、健康でバランスのよい食生活のためのブランドに一新した調理関連品「リード」シリーズの育成に努めました。

台所用洗剤は、まな板とスポンジの除菌ができる「CHARMY(チャーミー) 泡のチカラ 除菌エクストラクリーン」、食器洗い機専用洗剤「CHARMY(チャーミー) クリスタ ジェル」を新発売しましたが、競争激化の影響を受け、全体の売上は伸びなやみしました。

住居用洗剤は、黄ばみやニオイの原因である尿石汚れまで溶かして落とす「トイレのルック消臭EX(イーエックス)」を新発売しましたが、市場規模縮小等の影響を受け、全体では前年同期の売上を下回りました。

調理関連品は、水分・油分の吸収性に優れ、さまざまなヘルシーメニューが作れる「リード ヘルシークッキング ペーパー」や「リード ヘルシークッキング シート」等を改良発売し、新規需要の拡大に努めお客様にご愛顧をいただきましたが、競争激化により全体の売上は伸びなやみしました。

また、海外では、タイ、韓国の台所用洗剤が順調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りましたが、為替変動の影響を受け、円貨換算では伸びなやみしました。

以上の結果、当事業分野の売上高は、469億6千9百万円（前年同期比5.5%減）となりました。

化学品事業

当事業は、世界的な景気後退や原材料価格の上昇など厳しい事業環境の中、収益改善に向けて、高機能製

品の重点育成、製品構成の見直し、販売価格の改定等に取り組みました。

売上高は、314億7千4百万円（前年同期比3.0%減）、営業損益は、6億5百万円の営業損失（前年同期は1億6千3百万円の営業損失）となりました。

[主要製品分野の状況]

界面活性剤と脂肪酸窒素誘導体は、洗剤用途の国内向けが伸びなやみ、全体の売上は前年同期を下回りました。

脂肪酸メチルエステルは、海外向けアルコール原料用途が伸びなやみでしたが、国内向け食品用途が堅調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

導電性カーボンは、国内向け電池用途や海外向けコンパウンド原料用途等が伸びなやみ、全体として売上は前年同期を下回りました。

その他の事業

当事業の売上高は、建設請負事業で完成工事高が増加したことにより、68億3千6百万円（前年同期比27.5%増）、営業利益は、競争激化等により2億4千1百万円（同52.1%減）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

（日本）

国内において、成長市場に新製品を投入し、「デンターシステム」、「トップ」、「ソフラン」等の重点ブランドの強化に努めたことにより、売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は2,912億1千5百万円（前年同期比1.2%増）となりました。

原材料価格上昇の影響を大きく受けましたが、製造原価低減等のトータルコストダウン施策を推進したことなどにより、営業利益は76億8千9百万円（同4.3%増）となりました。

（アジア）

泰国獅王企業有限公司（タイ）において、洗濯用洗剤やボディソープが好調に推移したこと、及びCJライオン（株）（韓国）において洗濯用洗剤や台所用洗剤が順調に推移したことなどにより、全体の売上は前年同期を上回りましたが、為替の急激な変動等の影響を受け、円貨換算の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は494億2千2百万円（前年同期比12.5%減）となりました。

営業利益は、原材料価格高騰の影響を受け、6億2百万円（同47.8%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、当連結会計年度期首に比べ、現金及び現金同等物に係る換算差額を含めて1億2千1百万円の資金の減少（前連結会計年度は64億3千7百万円の資金の増加）となり、当連結会計年度末残高は330億9千8百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、退職給付引当金の減少等による資金の減少はありましたが、税金等調整前当期純利益、減価償却費、仕入債務の増加等による資金の増加の結果、151億8千3百万円の資金の増加（前連結会計年度は160億3千万円の資金の増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、「MES（アルファスルホ脂肪酸メチルエステル塩）」の事業化に向けた設備投資による支出等により、117億9千8百万円の資金の減少（前連結会計年度は395億円の資金の減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済、配当金の支払等による支出の結果、26億8千9百万円の資金の減少（前連結会計年度は298億4千4百万円の資金の増加）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ヘルスケア事業	98,797	99.7
ハウスホールド事業	135,647	101.3
化学品事業	18,054	90.2
その他の事業		
計	252,499	99.8

(注) 金額は生産者販売価格で算出しており、消費税等は含んでおりません。

(2) 受注状況

受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ヘルスケア事業	136,384	100.7
ハウスホールド事業	163,541	97.1
化学品事業	31,474	97.0
その他の事業	6,836	127.5
計	338,236	99.0

(注) 1 セグメント間の内部取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
(株)パルタック	50,525	14.8	63,223	18.7
(株)あらた	56,516	16.5	56,717	16.8

3 金額は消費税等を含んでおりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 当社グループの対処すべき課題

世界的な景気後退の影響を受け、当社グループを取り巻く事業環境は今後一層厳しさを増すものと予想されます。

このような中、企業価値の向上を目指す当社グループの重要課題は、

1. 「新・快適生活産業分野No.1企業に向けた成長基盤の強化」
2. 「安定的な収益実現のための基盤の確立」
3. 「環境対応先進企業を目指した活動の充実」

と認識しております。

第1の課題である「成長基盤の強化」につきましては、製品開発・企画力の強化、流通構造や競争環境の変化に対応した販売体制の確立、マーケティング投資のさらなる重点化を進め、主力製品のブランド力向上に取り組んでまいります。また、今後需要拡大が見込めるアジア各国において、各分野における事業の拡大を目指してまいります。さらに、前期に取得した「パファリン」ブランドの強化や、MES(エムイーエス)事業の円滑な立ち上げに取り組んでまいります。

第2の課題である「収益基盤の確立」につきましては、原材料価格の動向や株式市況等がなお先行き不透明であることから、これらの損益変動要因に耐えうる収益構造を構築することが必要であると考えております。高付加価値製品の導入・育成や競争費用の効率化とあわせ、製造原価低減や在庫水準の引き下げ等のトータルコストダウン施策をより一層強化し、収益構造改革に取り組んでまいります。

第3の課題である「環境対応の充実」につきましては、温暖化ガス排出量削減、製品を通じた環境配慮等からなる環境保全活動である「ECO LION(エコ ライオン)」活動の取組みをさらに強化してまいります。また、当社グループの「環境中期3ヵ年計画」、さらに、「エコ・ファースト制度(環境省が推進する企業の環境保全に関する取組み目標の宣言制度)」にもとづき設定した目標の達成に向け施策を展開してまいります。当社グループはこれらのさまざまな環境保全活動に継続して取り組み、持続可能な循環型社会の実現に向け幅広く貢献してまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成21年2月6日に開催された取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます。)の改定を決議いたしました。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念及び企業価値の源泉並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきではないと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には係る行為の目的等が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

・当社の企業理念

当社は、1891年の創業以来、長きにわたり人々の健康と清潔で快適な暮らしに役立つ優良製品の提供を

通じ、社会に貢献することを目指してまいりました。製品開発にあたっては、弛まぬ技術革新への挑戦により日本初の食器・野菜専用洗剤による公衆衛生への貢献、歯磨においては日本初となるラミネートチューブの開発、フッ素入り歯磨の発売など常にそれぞれの時代におけるお客様満足の向上を考え、画期的な技術、製品を導入してまいりました。

また、環境保全への取り組みは、当社洗剤事業の技術革新の歴史でもありました。日本初の高性能無リン洗剤の開発による河川・湖沼の水質の改善、洗剤成分の主原料を植物由来とする洗剤の開発によるCO₂の排出削減への貢献など事業を通じた環境問題の取り組みについて重要な使命と捉え継続的に注力してまいりました。

さらに、『「愛の精神の実践」を経営の基本とし、人々の幸福と生活の向上に寄与する』との社是の下、当社は社会貢献にも積極的に取り組んでまいりました。創業間もない1900年には、慈善券付の歯磨を発売、その売上からの寄付により多くの孤児院が設立されました。そして大正年間には、わが国初となる本格的な口腔衛生啓発活動を開始しております。こうした社会奉仕の理念は、現在も当社に受け継がれ、今日の様々な社会貢献活動につながっております。

このような一貫した「企業理念に基づく事業活動」の継続により、現在の当社事業は、歯磨、歯刷子、洗剤、ハンドソープなどの日用品、鎮痛解熱剤、目薬などの一般用医薬品等、生活に欠かすことのできない製品分野にわたり、事業展開エリアもアジア主要各国に広がりました。様々なカテゴリー、そして国々で、当社の主要ブランドは多くのお客様からご愛顧をいただき、当社の企業価値の源泉になっていると考えております。

・現在の取り組み

現在当社が取り組んでおります2005年から2009年までの5ヵ年を期間とする中期経営計画「VIP 09計画」におきましても、企業価値の源泉であるブランド価値の向上を軸とした事業基盤のさらなる強化を推進しております。日用品・一般用医薬品・機能性食品からなる事業領域を「新・快適生活産業分野」と位置付け、この事業領域において存在意義の高い企業として永続的に発展することを目指し、コアブランドの強化、機能性食品事業の育成など当社の強みを活かした事業拡充を推進しております。また、グローバルレベルでの競争の激化や原材料市況の激変に対応すべくグループ体となったトータルコストダウンの推進などを強化する一方、「パファリン」ブランド等の商標権取得、植物由来の界面活性剤「MES」(アルファスルホ脂肪酸メチルエステル塩)の外販事業化推進など将来の事業領域拡大、収益力向上を視野に入れた投資も行っております。

当社はまた、2007年に「環境中計3ヵ年計画」を策定、さらに2008年には「エコ・ファーストの約束」を宣言し、地球温暖化ガス排出量削減、資源の循環的有効活用、製品を通じた環境配慮などの環境保全活動を「ECO LION(エコライオン)」活動と位置付け、環境への取り組みを一層強化し推進しております。

・さらなる企業価値向上に向けて

今後、全世界的に地球環境問題、資源問題の一層の本格化が見込まれ、また、わが国においては未曾有の少子高齢化社会が到来するものと考えられます。そうした中、「心身ともに長く健康、快適に暮らしたい」という生活の質に対するニーズがより一層高まっていくものと考えられ、また、セルフメディケーションの推進など政策としての取り組みが、さらにニーズの高まりを後押ししていくことが予測されます。

こうしたニーズの高まりに対し、日用品と一般用医薬品という事業領域を併せ持つ当社ならではの強みを発揮して、「健康」「快適」「環境」の観点からお客様に新しい価値を提供し続けるべく製品開発力の強化、ブランド育成力の強化に取り組んでまいります。併せて、アジア地域における各国共通ブランドの展開を進め、グループ全体の成長力強化を図ってまいります。当社はまた、持続可能な循環型社会の実現に貢献するため、事業活動のあらゆる場面において地球環境への対応を進めてまいります。

企業経営を取り巻く環境が絶えず変化する中、今後とも一貫した経営理念に基づいて、よりお客様に満足いただける製品・サービスを創出し、生活者の良きパートナーであることが当社の中長期的な企業価値の向上につながるものと考えております。

・コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の透明性を高め監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保する

ことをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置付けております。

当社取締役会は、社外取締役2名を含む11名の取締役で構成しております。経営の監督と執行の分離を図るため執行役員制を導入しており、取締役会は「経営の意思決定及び監督機能」を、執行役員会は「業務執行機能」をそれぞれ担っております。取締役及び執行役員の任期はいずれも1年です。当社は監査役会を設置しており、常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成しております。監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。取締役、監査役、執行役員の報酬等に関する方針については、客観性、透明性を高めるため社外取締役及び社外監査役で構成される「報酬諮問委員会」に取締役会が諮問し、同委員会の答申を最大限尊重することとしております。また、社会通念上の視点から経営の評価を行うため社外有識者で構成される「経営評価委員会」を設置しております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年2月6日開催の取締役会において、平成21年3月27日開催の第148期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入」（以下、本プランといたします。）を導入することとし、本プランは同総会において、承認、可決されました。

（本プランの概要）

（1）本プランに係る手続

対象となる大規模買付け等

本プランは以下の（ ）または（ ）に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行いまは行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- （ ）当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%超となる買付け
- （ ）当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%超となる公開買付け

意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- （ ）買付者等の概要
- （ ）買付者等が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- （ ）買付者等が提案する大規模買付け等の概要

必要情報の提供

上記の意向表明書の提出を受けた場合には、買付者等に、大規模買付け等に対する株主及び投資家の判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として本必要情報の一部に含まれるものとします。

- （ ）買付者等及びそのグループ
- （ ）大規模買付け等の目的、方法及び内容
- （ ）大規模買付け等の対価の算定根拠
- （ ）大規模買付け等の資金の裏付け
- （ ）大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある

場合はその内容及び当該第三者の概要

- () 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その具体的内容
- () 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、その具体的内容
- () 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- () 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者への対応方針
- () 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の()または()の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- () 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- () その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記()、()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には最大30日間延長できるものとし、具体的な延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由について開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家に代替案を提示することもあります。

対抗措置の発動に関する企業統治委員会の勧告

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として企業統治委員会を設置します。企業統治委員会の委員は、社外役員の嶋口充輝、山田秀雄、井戸川員三、三上昌宏の4氏です。

企業統治委員会は、以下のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非につき勧告を行うものとします。企業統治委員会が当社取締役会に対して以下の()から()までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

- () 買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合
企業統治委員会は、買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、基本的に当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告するものとします。
- () 買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、買付者等による大規模

買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合
() 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合
企業統治委員会は、上記()及び()に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

株主意思の確認手続

当社取締役会は、企業統治委員会が上記 ()に従って対抗措置を発動すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、対抗措置の発動の是非に関し株主の意思を確認するために、株主総会を開催するものとします。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとします。また、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

取締役会の決議

当社取締役会は、上記 に定める企業統治委員会の勧告を最大限尊重し、また上記 に従い株主総会を実施した場合にはその決定に従い、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記 の手続に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに定める手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議にもとづき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成24年3月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除く）及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

（株主及び投資家への影響）

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家に与える影響

本プラン導入時に株主の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則にもとづき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

本プランの詳細につきましては、平成21年2月6日付当社プレスリリース「当社株式等の大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」（本社ウェブサイト<http://www.lion.co.jp/ja/company/press/2009/pdf/2009013.pdf>に掲載しております。）をご参照下さい。

なお、本プランの導入を株主の皆様にご承認いただいたことにより、平成18年3月30日開催の定時株主総会における承認に基づき導入された信託型ライツプランは廃止いたしました。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態は、今後事業を行っていく上で起こりうるさまざまなリスクによって影響を受ける可能性があり、有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、特に投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項について、以下に記載しております。

なお、将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) 製品の品質評価

当社グループは、お客様に安心、安全、便利で環境に配慮した製品をお届けするため、薬事法等の関連法規の遵守並びに品質の国際基準に基づいた管理のもと、製品の企画、開発、生産、販売を行っております。さらに、発売後はお客様相談窓口へ寄せられたお客様の声を活かし、製品や包装容器、表示等の改善に努めております。

しかしながら、不測の重大な製品トラブルが発生し、当該製品や当社グループ製品全体の評価が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原材料価格の変動

当社グループの製品は、石油化学製品や植物油脂等を原材料として使用しております。これらの原材料は、国際市況の影響を受けやすいため、常にコストダウンをはかり、また使用原材料を多様化する等の施策を講じておりますが、原材料価格の高騰が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替レートの変動

当社グループは、海外子会社の財務諸表を連結財務諸表作成のため円換算しております。現地通貨建ての項目は、換算時の為替レートにより円貨換算後の価値に影響を受ける可能性があります。

また、当社グループは、為替変動に対するヘッジ等を通じて、原材料費が増大するリスク等を最小限にとどめる措置を講じておりますが、短期及び中長期的な為替変動が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 重大な訴訟等

当連結会計年度において、当社グループに重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されておられません。

しかしながら、将来、重大な訴訟等により当社グループに対して多額の損害賠償責任等が確定した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 地震等自然災害

当社グループの製品を製造する工場において、地震等の自然災害についての安全対策を講じておりますが、万一大きな災害が発生した場合には、生産設備の損壊あるいは事業活動の中断により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、人々の美と健康の維持増進や快適な家庭生活など、暮らしの夢・暮らしの願いを先取りした製品、違いが実感できる製品の開発に注力しております。一人ひとりの生活に役立つパーソナル・ケアの考え方を基本に、革新的技術に基づくお客様満足度の向上を第一に心がけております。また、環境保全、省資源、安全志向など人と地球にやさしい技術の開発に努めております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、85億2千2百万円であります。

各事業セグメントの研究開発活動は下記のとおりです。

(1) ヘルスケア事業

[日本国内]

ヘルスケア事業分野では、オーラルケア、ビューティケア、薬品の3つの事業分野に分け、オーラルケア研究所、ビューティケア研究所、薬品第1研究所、薬品第2研究所が研究開発を行っています。

オーラルケア事業分野では、口腔科学を中心とする研究成果を生かして、歯磨、歯刷牙、口中剤、ガムなどの開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

歯磨分野では、新「デンターシステム」シリーズとして、薬用成分（IPMP：イソプロピルメチルフェノール）が歯周病菌や口臭原因菌の巣（バイオフィルム）の内部まで浸透殺菌することにより、歯周病を予防することはもちろん、口臭、ムシ歯までトータルにケアする「デンターシステムEX」に「エクストラハーブ」香味を追加いたしました。また、「デントヘルス」シリーズとして、天然収れん性薬用成分（オウバクエキス）により「ひきしめ実感」を強化した「デントヘルスSP」、薬用成分（硝酸カリウム、乳酸アルミニウム）により「しみる痛み」をブロックする「デントヘルスしみるブロック」、歯ぐきをやさしくみがける「デントヘルス無研磨ジェル」改良の3品を導入いたしました。

口中剤分野においては、薬用成分（IPMP）が歯周病菌や口臭原因菌の巣（バイオフィルム）の内部まで浸透殺菌、LSS（ラウロイルサルコシナトリウム）が口臭原因菌を殺菌することで、歯周病はもちろん口臭まで予防する「デンターシステムEXデンタルリンス」を開発、導入いたしました。

歯科医院向け製品では、歯に付着したステインを浮き上がらせて除去する新美白歯磨「Brilliant more」2香味、主に女性向けの幅広ヘッド歯刷牙「EX Systema genki f」、ブラシが微振動し歯間部の清掃が手軽にかつ的確にできる「EX歯間ブラシマイクロモーション」を開発・導入し、ご好評を得ております。

また、新たな分野として、噛むことで口腔内の環境をコントロールし、お口の健康をサポートする機能性ガム「MEDISH Cタイプ（デキストラナーゼ配合）」、「MEDISH Pタイプ（ラクトフェリン配合）」を開発、3月より全国で導入し、いずれもご好評を得ております。

ビューティケア事業分野では、皮膚科学、毛髪科学、界面科学を中心とする研究成果を活かして、ハンドソープ、ボディソープ、化粧石鹸、入浴剤、制汗剤などのスキンケア製品及びシャンプー、リンス、ヘアメイク剤、育毛剤などのヘアケア製品の開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

スキンケア分野では、入浴後の急激な肌の乾燥を防ぐインバススキンケアシリーズの「BATHTOLOGY」ブランドを新提案、クリーミーな泡で摩擦刺激を抑えながら手で優しく身体を洗いあげる「泡のボディケアウォッシュ」、皮膚保護成分「天然クレイ」と高保湿成分「ソルビトール」により入浴中の肌にうるおいを与える「ボディケア入浴液」の2品を開発、1月に導入し、ご好評を得ております。12月には、「ボディケア入浴液」に香りの限定品「スウィートハーブの香り」（辺見えみりさんとの共同開発）を導入いたしました。

ハンドソープ分野では、お子様が楽しく手洗いでできるよう、「キレイキレイ」ブランドから、泡ハンドソープ「マスカットの香り」と「チューリップの香り」を開発、導入いたしました。ハンドソープ以

外の清潔関連分野では、アルコールの苦手な人やこどもにも使いやすい「低アルコール」処方かつ泡で出る剤型の「キレイキレイ泡で出る消毒液」を10月に導入し、ご好評を得ております。さらに、一定量を噴出できる「ポンプ容器」でこどもにも使いやすく、苦味が少ない「フルーツミントピーチ味」「フルーツミントアップル味」のうがい薬を開発、11月より導入いたしました。

制汗・デオドラント分野では、「Ban」ブランドから、汗とニオイを抑えてさわやかに香り、携帯性にも優れた「newBan デオドラントミスト」を開発、導入し、ご好評を得ております。さらに、30代男性の体臭変化に着目して研究を行った結果、ニオイのもとが脂っぽい独特の臭気（使い古した食用油臭様）を発生する「ペラルゴン酸」であることを発見、発生メカニズムを解明するとともにニオイ抑制成分の開発に成功し、本研究成果を「2008日本化学会西日本大会」（11月開催）において報告しております。

ヘアケア分野では、平成19年9月の発売以来ご好評をいただいております「PRO TEC HEAD」ブランドから、突き抜けるようなクールな使い心地の「ジェルシャンプー-TYPE COOL」と、シャンプー後にリンスやコンディショナーをお使いのお客様のために、天然泥成分（ベントナイト）とオクトピロックスにより髪も頭皮もケアする「泥 SPA コンディショナー」を開発し7月に導入、また「オクト」ブランドから、乾燥による頭皮トラブルに着目したオクト serapie（セラピエ）シャンプー・コンディショナーを開発、9月に導入し、いずれもご好評を得ております。オクト serapie開発時に得られました研究成果「頭皮の水分量が顔などに比べて少ないこと」を「第59回日本皮膚科学会中部支部大会」（10月開催）において報告し、頭皮ケアの大切さを啓蒙いたしました。

また、平成15年の発売以来ご好評をいただいております「Free & Free Damage Aidシャンプー」に活用中の“毛髪を補修・保護する”技術に関する学術論文「両性界面活性剤溶液中に分散したカチオン性会合体に関する研究」が、財団法人・油脂工業会館が選考する第51回油脂技術優秀論文の最優秀賞を受賞し、改めて技術力の高さが評価されました。

薬品事業分野では、セルフメディケーションを担うOTCメーカーとして、製剤技術や薬効・薬理評価技術を中心とする研究成果を活かして、一般用医薬品、ヘルスケア製品、殺虫剤などの開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

一般用医薬品分野では、コンタクトレンズを装着している時のつらいドライアイ（目のかわき）に対して、「ヒプロメロース」（高粘度保水成分）を配合し、“とろりベール”で潤いを保持する、ひんやりしたさし心地の「スマイルコンタクトドライテクト」を開発、5月に導入いたしました。

一般用医薬品分野では、新陳代謝を促して老廃物を排出し、カラダの内側から効いて、大人のニキビ・肌あれを改善する錠剤タイプの内服薬「ペアA錠」を7月に導入しました。「老廃物の蓄積」に着目した大人のニキビ・肌あれに効く処方として、「グルクロノラクトン」が、体内にたまった老廃物を解毒・排出する肝臓の働きを助けます。「ペア」ブランドは内服薬の錠剤タイプを加えたことで、大人のニキビや肌あれなどの悩みにお応えするブランドとして、さらに拡大してまいります。

機能性食品分野では、血圧が高めの方に対して、ゆっくり穏やかに血圧を下げる作用のある「トマト酢」を配合し、厚生労働省より特定保健用食品表示許可を取得した、トマトの旨みを活かした飲料「トマト酢生活トマト酢飲料」を開発、10月に当社通信販売にて導入いたしました。

当事業に関わる研究開発費は、44億7千万円であります。

(2) ハウスホールド事業

[日本国内]

ハウスホールド事業では、ファブリックケア、リビングケアの2つの事業分野に分け、ファブリックケア研究所、リビングケア研究所が研究開発を行っています。

ファブリックケア事業分野では、界面科学を中心とする研究成果を活かして、衣料用洗剤、仕上げ剤などの製品開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

衣料用洗剤分野では、伸張している液体洗剤カテゴリーにおいて、当社独自の「香りつづくメカニズム」により、香りが着るときまで長続きする柔軟剤入り衣料用液体洗剤「香りつづくトップ」を1月に新発売いたしました。「香りキープ成分」が香料を保持して繊維に吸着し、香りを持続させるメカニズムを学会にて報告いたしました。日用品においても香りを楽しむお客様が増えており、発売以来、たいへんご好評を得ております。

おしゃれ着用衣料用洗剤分野では、衣類についたニオイの元になる汗じみや皮脂汚れをスッキリと洗い上げるとともに、洗い上がりのスッキリ感を実感できる、ローズマリー香料成分配合「アクロン デオドラントグリーン」の香り」を9月に新発売し、ご好評を得ております。

衣料用粉末洗剤分野では従来の「ブルーダイヤ」を漂白剤、酵素量を約2倍に増やし消臭力を高めた「消臭ブルーダイヤ」として3月に改良導入いたしました。開発の過程で得た、衣類に残ったのにおいに対するお客様の意識及び漂白剤による消臭効果に関する調査研究結果を関連学会にて報告いたしました。

また、粉末洗剤におきましても、香りを楽しむお客様が増えており、5月に「部屋干しトップ オリエンタルフラワーの香り」を、9月に「部屋干しトップ 朝摘みシトラスフルーツの香り」を、10月には「消臭ブルーダイヤ さわやかな朝露ハーブの香り」を開発・導入いたしました。

衣料用仕上げ剤分野では、香りが長続きする柔軟剤「香りとデオドラントのソフラン」に、天然アロマオイルを配合、ボトルデザインを一新し、お洗濯をより楽しくするアロマ柔軟剤として3月に改良導入いたしました。香りの持続性は、香料を閉じ込めた柔軟粒子を作成する技術、柔軟粒子が効率的に繊維に吸着する技術を活用し、実現しております。

衣料用防水剤「レインガード」は、お客様が使用後廃棄しやすいように、残ったガスが簡単に排出できる新キャップを採用した新容器に改良いたしました。

リビングケア分野では、界面科学を中心とする研究成果を活かして、台所用洗剤、住居用洗剤及び調理用品などの製品開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

住居用洗剤分野では、当社独自のダブル洗浄成分の働きで、黄ばみやニオイの原因である便器のふち裏の「尿石汚れ」を溶かして落とし、新たに採用した“フレッシュハーブの香り”で爽やかな香りを感じながらお掃除でき、洗浄しながらスッキリ消臭できる強力タイプのトイレ用洗剤「トイレのルック消臭EX」、また、主洗浄成分を2倍量配合することにより、皮脂汚れ洗浄力を向上させ、気になる浴槽の“残り湯ライン”のヌルつき、ザラつきをスッキリ落とす浴室用洗剤「おふろのルック」を8月に改良新発売しました。

調理用品分野では、従来品に比べて繊維の量を増やし厚手にして水分や油分の保持力を向上させ、野菜のビタミンを保持する温野菜調理や揚げ物の油切りなどに適した「リード ヘルシークッキングペーパー」を3月に改良導入いたしました。また、立体不織布にハニカムエンボス加工を施すことにより油の吸収性が高まることを見出し、揚げ物を電子レンジで温め直す際に余分な油を吸収してカロリー摂取を抑制することができる「リード チンして油を吸いとるシート」や、新形状のアクティブスリットにより効率的に余分な油とアクをしっかり吸着し、煮物や鍋物料理のカロリーをおさえる「リード アクも油もとるシート」を3月に導入、さらに油をひかなくても食材がくっつかないので、余分な油を使わずにカロリーがおさえられる「リード ヘルシークッキングシート」を9月に導入し、健康でバランスのよい食生活を応援するヘルシークッキングを提案いたしました。

ペット事業では、「ペットキレイ」、「うちの子思い」の2つのシンボルマークのもとに、当社技術の強みを生かした新製品の開発・導入に努めております。当連結会計年度の主要な成果としては、13品目34アイテムの新製品・改良製品を発売、事業の強化に寄与しました。

猫砂分野では、新開発の「香りのハーモナイズド技術」で、オシッコやフンのツンとくるニオイを瞬時に爽やかな香りに変化させる「ニオイをとる砂 香りプラス」を新発売するとともに、売上No.1猫砂「ニオイをとる砂」にも、新・消臭成分ポリフェノールを配合して、排尿直後のオシッコやフンのイオウ系の悪臭への消臭力をパワーアップさせて市場導入いたしました。

ヘアケア分野では、より深い愛情を注ぎたいと願うペットオーナーのための新プレミアムシャンプー「Quick&Rich(クイック アンド リッチ)トリートメントインシャンプー」を新発売、さらに被毛の仕上がり感を追及したワンランク上の「シャンプータオル サラつや」を新発売いたしました。

リビングケア分野では、「シュシュッとしとけばきれいがつづく」でおなじみの清潔キープ剤「きれいのミスト」のペット用として、「犬のトイレ用」、「猫のトイレ用」の本体及び詰替えを新発売、さらにペット用消臭剤「シュシュット!消臭&除菌」は使いやすい新容器に改良するなどの改良を加えて市場導入いたしました。

衛生分野では、犬用シートにおいてユーザーが求める消臭力を、消臭成分(銀イオン+クエン酸)を50%増量し更に強化、加えてパッケージ、入り数も改良して市場導入いたしました。

機能性フード分野の愛犬用では、話題のメタボケアのシリーズとして、おいしく食べて体重サポートするクッキータイプ「0脂ポー」に新アイテム「海藻入り」を追加新発売するとともに、ヘルシー野菜をやわらか鶏ササミでサンドした「0脂ポー ササミ」を新発売いたしました。また、ペットの体重を考えた、おいしい低カロリーフード「低カロリー膳」愛猫用に新アイテム「焼きカツオご膳」を追加新発売するとともに、「低カロリー膳」愛犬用を新発売いたしました。さらにオーラルケア分野では、パッケージ、容量に改良を加えた猫用「オーラルケアにぼし」を市場導入して、ご好評をいただいております。

レストラン・居酒屋・集団給食などの外食・中食産業、食品工場、病院介護施設、クリーニング向けの業務用洗浄剤などの製品開発と製造、販売並びにこれらのお客様の食の安心・安全をサポートする衛生診断や衛生講演をはじめとする総合衛生管理ビジネスを、ライオンハイジーン(株)が行っております。

当連結会計年度の主な成果といたしましては、一般食中毒菌だけでなく、ネコカリシウイルス(ノロウイルスの代替ウイルス)の不活化効果もある高機能の食品添加物アルコール製剤「ライオガードアルコール」を新発売いたしました。また、業務用食器洗浄機用洗浄剤では、無りん・弱アルカリ性で、排水における環境への負荷軽減と非劇物でトップクラスの洗浄力とスケール抑制力を実現したスタンディングパウチ入りペレット状洗浄剤「エコペレA」、塩素剤入りの「エコペレB」、容器洗浄機用の「エコペレK」を発売いたしました。尚、エコペレシリーズは、詰替用の省資源容器として「エコマーク」を取得しております。その他、すすぎの要らない床用バイオ洗浄剤「プロバイオ イージークリーン フロア用」、優れた殺菌効果の手指用アルコール消毒剤「サニテートAハンドミスト」、逆性石鹼成分を配合した薬用ハンドソープ「サニテートTG」を新発売いたしました。

また、居酒屋・宅配寿司チェーン店、食品加工工場、学校・病院・社員食堂などの集団給食事業のお客さまへ衛生診断と改善提案を行い、洗浄・除菌剤の拡売に貢献しております。

当事業に関わる研究開発費は、28億1千6百万円であります。

[海外]

海外事業におきましては、日本にて開発した技術の水平展開はもとより、アジア各国市場そしてお客さまニーズを理解した製品コンセプトの提案、品質の確保を図り、グローバル化を推進しております。

当連結会計年度では、主力ブランドの拡充により、タイ・マレーシア・インドネシアを中心とするアセアンでの売上が順調に推移しました。一方の北東アジアでは、事業基盤強化に向けた新製品導入・改良を積極的に進めてまいりました。

事業分野別の新製品・改良品の開発状況は下記のとおりです。

オーラルケア事業分野では、タイで「システム」シリーズに歯磨のアイテム追加、またナイトケア洗口液を新たに上市し、ブランドのライン拡充を図りました。中国・香港・台湾では日本の開発技術を活用した「システム」ハブラシのアイテム拡大を図りたいへんご好評をいただいております。

ビューティーケア事業分野では、シンガポールで「植物物語」ボディソープ・洗顔剤の男性用を新発売しブランド強化を図りました。インドネシアでは「エメロン」「ジンク」シャンプーをリニューアルし、ご好評をいただいております。

ハウスホールド事業分野は、衣料用洗剤「トップ」をマレーシア・シンガポール・香港で展開しており、優れた性能を引き続きご評価いただいております。当期は液体ヘビー洗剤に「除菌」「カラーケア」タイプの追加を行い、サイズも大容量を導入し、一層のブランドの拡大・価値向上を図りました。

なお、海外事業に関わる研究開発費は、ヘルスケア事業及びハウスホールド事業に含まれておりません。

(3) 化学品事業

化学品事業では、化学品研究所を中心として、界面科学と合成技術を基盤とする研究成果を生かして、オレオケミカル製品、界面活性剤、パフォーマンス製品の開発を行っています。

当連結会計年度の主な研究成果は次のとおりです。

オレオケミカル製品では、植物油（パーム椰子）から得られる高純度メチルエステルの誘導体を生分解性の油圧作動油として利用する開発を進めております。広い用途で実績のある鉱油の代替を目指し、製品開発と共に安全性に関する基礎データの蓄積に注力しております。

パフォーマンス製品では、これまで導電性コンパウンド「レオパウンド」シリーズの開発で培ってきた精密導電制御の技術を複写機用導電シート分野に展開中です。また、大型化するシリコンウエハー用包装材料として、導電性に加え、ウエハーに対する低汚染性を兼ね備えた導電性コンパウンドを開発し、顧客ニーズに応えた商品開発を進めております。さらに、精密部品洗浄剤及び製紙用薬剤の分野では、各工程における環境負荷を低減するための洗浄技術開発を進めており、次年度以降の実績化を目指しております。

一方社油脂工業㈱の研究所では、界面化学と高分子化学を基盤に、ポリマー分野、ゴム薬剤分野、化成品分野、繊維薬剤分野の研究開発を行っています。

当連結会計年度では、ゴム薬剤分野、ポリマー分野、化成品分野を重点分野とし、工業用機能化学品の開発を推進いたしました。

主な成果として、ポリマー分野でのIT関連向け「保護フィルム用粘着剤」、「ラベル用エマルジョン型粘着剤」、「高分子紫外線吸収剤」、「ハードコート剤」、ゴム薬剤分野でのタイヤ関連向け「防着剤」、「離型剤」、化成品分野での建築材関連向け「ホルマリンキャッチャー剤」、製紙関連向け「撥水剤」、繊維薬剤分野での「起毛性付与耐久帯電防止剤」などの研究開発を進めました。

当事業に関わる研究開発費は、12億3千5百万円であります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社及び連結会社）が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり採用した会計方針及びその適用方法並びに見積りの評価については、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しているため省略しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、国内日用消費財業界における店頭での激しい販売競争が依然として続く中、洗濯用洗剤、柔軟剤市場において、それぞれ「トップ」、「ソフラン」ブランドの高付加価値製品を導入するとともに、「デンターシステム」、「キレイキレイ」等の主力ブランドで新製品を導入し品揃えを強化しましたが、海外事業での為替の急激な変動等の影響を受け、売上高は、3,382億3千6百万円（前年同期比1.0%減）となりました。

売上原価は、原材料価格上昇の影響など、厳しい事業環境にありましたが、前期に解熱鎮痛薬「バファリン」ブランドなどの商標権を取得したことによる事業の内部化、製造原価及び物流費の低減を中心としたトータルコストダウンを推進したこと等により、1,575億2千3百万円（同1.1%減）となり、売上高に対する売上原価の比率は前年同期と変わらず、46.6%となりました。

販売費及び一般管理費は、前期に「バファリン」ブランドなどの商標権を取得したことによる償却費などの費用の増加はありましたが、広告宣伝費の効率化等により、1,724億3千5百万円（同0.7%減）となりました。

以上の結果、営業利益は82億7千7百万円（同7.1%減）となりました。

経常利益は、持分法による投資利益の減少などにより、76億3百万円（同24.8%減）となりました。

当期純利益は、投資有価証券評価損等による特別損失23億7千3百万円の計上等の結果、30億4千万円（同43.9%減）となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 戦略的現状と見通し

当社グループは、「企業価値の向上」を目指して、先発型・革新型新製品の開発・導入によるコア事業の重点強化に努めてまいります。

国内では、独自技術を活用した特長ある新製品を導入し、主力ブランドのさらなる育成や新規市場の開拓に努めるとともに、広範囲にわたるコストダウン施策を積極的に推進し厳しい事業環境に対応してまいります。

海外では、各国共通のグローバルブランドを高付加価値製品として拡大し、各国市場での当社地位向上に努めてまいります。

また、将来のさらなる事業成長を目指して、植物由来の界面活性剤「MES(エムイーエス)」の外販事業化の準備や、前期に取得した「バファリン」等のブランド価値を活用した新たな事業展開に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

ヘルスケア事業は、拡大が続く高付加価値歯磨分野での品揃えを強化し重点育成に努めるとともに、機能性食品分野の育成、新規分野の開拓を進めてまいります。

ハウスホールド事業は、洗濯用洗剤、柔軟剤の成長市場に主力ブランドの高付加価値製品を開発・導入し重点育成に努めてまいります。

化学品事業は、環境に配慮した高機能製品の育成を重点的に進めてまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループでは、グループキャッシュマネジメントシステムを国内連結子会社に導入しており、グループ資金を当社に集中するとともに、各社の必要資金は当社が貸し付けることで、資金効率の向上と支払利息の低減を図っております。

なお、資金の流動性については、「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、企業価値の向上を目指した中期経営計画「VIP 09計画」のもと、グローバル競争を生き抜く事業の確立、新規事業の創出による成長力強化及びさらなる経営効率化を進めております。

次に掲げる三つの改革を実行し、「清潔・健康・美の追求」を通じて「生活者価値の創出」に努め、将来的には、日用品・一般用医薬品・機能性食品を合わせた「新・快適生活産業分野」において、人々の快適な生活に役立つNo.1企業となることを目指します。

[改革1] 成長基盤の再構築

環境変化に柔軟かつ迅速に対応できる高効率・高収益体質の企業グループを目指して、コア事業に重点化した事業構造への転換と、先発型・革新型の新製品開発等を通じた新規製品分野の拡張を行ってまいります。

当連結会計年度は、歯磨、洗濯用洗剤等の主力分野において、付加価値の高い新製品を投入するとともに、お口の健康をサポートするチューインガム「MEDISH(メディッシュ)」、入浴後の肌の乾燥を防ぐスキンケアシリーズ「BATHTOLOGY(バストロジー)」血圧が高めの方に向けた当社初の特定保健用食品「トマト酢生活」の発売等、新しい分野へ積極的に展開しました。

また、パーム油を原料とする植物由来の界面活性剤「MES(エムイーエス)(アルファスルホ脂肪酸メチルエステル塩)」事業については、前連結会計年度に設立したライオンエコケミカルズ有限公司(マレーシア)において工場建設等、平成21年からの事業開始に向けた準備を進めました。

[改革2] 収益構造の改革

収益構造の改革に向け、トータルコストダウンに継続的に取り組んでおります。当連結会計年度は、原材料価格が予想以上に上昇する中、前連結会計年度に引き続き製品原価の低減、物流費削減等の施策に積極的に取り組みました。今後、より柔軟な生産対応、製品原価の低減を図るため、収益構造改革により一層努めてまいります。

[改革3] 組織能力の向上

成果主義・能力主義の徹底と人材開発の強化による少数全員精鋭体制を構築し、グループトータルでの組織能力向上に取り組んでおります。

当連結会計年度は、ヘルスケア事業における日用品と一般用医薬品の相乗効果を高め事業効率を向上させるとともに、平成21年施行予定の改正薬事法を視野に入れ、オーラルケア、ビューティケア事業分野と薬品事業分野の営業組織統合を行いました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において117億1千7百万円の設備投資（有形固定資産、無形固定資産の取得価額。金額には消費税等を含んでおりません。）を行いました。

その内訳は、ヘルスケア事業37億1千3百万円、ハウスホールド事業37億1千1百万円、化学品事業35億5千5百万円、その他の事業3億6千万円、全社資産3億7千5百万円であります。

ヘルスケア事業では、当社小田原工場における薬品生産設備の改善のほか、生産設備の合理化、更新等を行いました。ハウスホールド事業では、当社大阪工場における液体ヘビー洗剤生産対応、ならびに生産設備の合理化及び更新等を行いました。また、ライオンビジネスサービス㈱において当社平井研究所の新管理・厚生棟の建設、ライオンエコケミカルズ有限公司においてMES（アルファスルホ脂肪酸メチルエステル塩）製造工場の建設を行いました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社の状況

事業所又は地区名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
千葉工場 (千葉県市原市)	ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設備	2,876	3,770	4,637 (183)	168	11,453	145
小田原工場 (神奈川県小田原市)	ヘルスケア 事業 化学品事業	生産設備	1,783	2,264	358 (71)	134	4,540	150
大阪工場 (大阪府堺市西区)	ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設備	1,511	3,603	729 (82)	94	5,938	142
明石工場 (兵庫県明石市)	ヘルスケア 事業	生産設備	946	1,529	260 (62)	207	2,943	104
本社 (東京都墨田区)	各事業及び 全社管理業務	営業設備等	1,006	18	0 (6)	332	1,357	977
研究所 (東京都江戸川区 ほか)	ヘルスケア 事業 ハウスホールド 事業 化学品事業	研究開発設 備	3,002	517	56 (43)	1,118	4,695	577
坂出 (香川県坂出市)	全社管理業務	生産設備用 地等	697	-	4,372 (260)	1	5,072	-
その他	各事業及び 全社管理業務	営業設備等	391	96	206 (10)	130	825	385

(2) 国内子会社の状況

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
ライオンケ ミカル(株)	ファインケミカル事業所 (茨城県神?市)	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設備 等	718	823	1,379 (66)	31	2,952	76
	オレオケミカル 事業所 (香川県坂出市)	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設備 等	2,746	1,929	3,796 (174)	51	8,523	109
ライオン パッケージ ング(株)	本社・市原工場 (千葉県市原市)	ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設備 等	340	548		21	910	114
一方社油脂 工業(株)	本社・工場 (兵庫県小野市)	ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設備 等	554	662	603 (87)	79	1,900	108

(3) 在外子会社の状況

会社名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
泰国獅王企業 有限公司 (タイバンコク)	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業	生産設備等	477	868	374 (305) 〔10〕	76	1,797	1,022
CJライオン(株) (韓国ソウル)	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設備等	1,049	374	19 (0) 〔49〕	98	1,541	238

- (注) 1 「その他」の欄は工具器具及び備品であり、建設仮勘定及び無形固定資産は含んでおりません。
2 土地の各面積〔〕内は連結会社以外からの賃借であり、外数であります。
3 提出会社の研究所は 印のついている各事業所に併設されているため、研究所の土地面積及び土地帳簿価額は各事業所に含まれております。
4 上記の他、主要な無形固定資産として、以下のものがあります。

(1) 提出会社の状況

事業所又は地区名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)	
			商標権	合計
本社 (東京都墨田区)	ヘルスケア事業	パファリン等商標権	26,103	26,103

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等の計画は、以下のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払 金額 (百万円)		着手	完了	
当社千葉工場ほか	千葉県 市原市ほか	ハウスホールド事業	洗剤等生産設備合理化及び更新	3,158	371	自己資金	平成20年 1月	平成21年 12月	ほとんど 変動なし
当社明石工場ほか	兵庫県 明石市ほか	ヘルスケア事業	歯磨・薬品等生産設備合理化及び更新	2,035	52	自己資金	平成20年 1月	平成21年 12月	ほとんど 変動なし
当社平井研究所	東京都 江戸川区	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業 化学品事業	新研究棟	2,688	1,340	自己資金	平成20年 3月	平成21年 2月	-
ライオンエコケミカルズ有限公司	マレーシア	化学品事業	MES製造設備購入	3,206 (注3)	2,967 (注4)	自己資金	平成19年 6月	平成21年 4月	年間2万 5千トン

- (注) 1 金額には消費税等を含めておりません。
2 経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。
3 現地通貨での投資予定総額に変更はありませんが、為替レートの変動により換算金額が減少しております。
4 既支払額には、土地の60年リース契約に係る支払額(251百万円)を含んでおります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,185,600,000
計	1,185,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	299,115,346	299,115,346	東京証券取引所 (市場第1部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 1,000株
計	299,115,346	299,115,346		

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法(平成13年法律第128号)第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成16年3月30日)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	8,019	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,019,000 (注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	651 (注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 651 資本組入額 326	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。 また、新株予約権者が当社の取締役、監査役及び使用人ならびに子会社の取締役のいずれの地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株主総会の特別決議日(平成17年3月30日)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	628	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	628,000(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	635(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 635 資本組入額 318	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。 また、新株予約権者が当社の使用人の地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。 ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	950	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	950,000 (注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	790 (注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 790 資本組入額 395	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。 また、新株予約権者が当社の取締役及び使用人のいずれの地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	67,743	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,743(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれかの遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)

信託型ライツプラン導入の為の新株予約権の発行

当社は旧商法(平成13年法律第128号)第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の企業価値の向上に反する買収に対する事前防衛策として、新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツプランを導入することを平成18年3月30日開催の定時株主総会にて可決しました。

信託型ライツプランの概要は下記のとおりであります。

信託型ライツプランの導入

当社は、当社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社(以下共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社とあわせて「信託銀行」という。)を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託を設定しました。

当社は信託の受託としての信託銀行に対して、取締役会決議を経て新株予約権を無償で発行し、信託銀行は、信託契約において定められた信託事務の履行として、新株予約権を引受け、その後当該新株予約権を信託財産として受益者のために管理します。将来買収者が出現した場合には、信託銀行は、一定の手続きに従って確定される新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、法令等によって要求される所定の手続きを経たうえで、新株予約権を交付することになります。

新株予約権の交付・行使

当社に対する買収提案がなされた場合、当社社外取締役、社外監査役の中から当社取締役会により選任された委員で構成された企業統治委員会が、信託型ライツプランに関して、権利発動事由(新株予約権の行使の条件欄で後述してあります。)発生時点の延期に関する決定、買収を提案する者を敵対的買収者としての性質を有しないものとして権利を発動させない旨の決定、権利発動事由発生後の行使条件充足の是非、新株予約権の消却等について、新株予約権細則(新株予約権の行使の条件欄で後述してあります。)に定められた手続きに従い決定し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、この企業統治委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の取扱に関して最終的に決定を行うものとされています。

新株予約権の権利発動事由が発生し、かつ、当社取締役会で本新株予約権を行使できない場合に該当するとの判断がなされないときは、その後一定の手続きに従い最初に特定される当社の全株主の皆様(買収者を含み、自己株式所有者としての当社を除く。)が新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定され、信託契約の規定に従い、信託銀行から原則としてその所有する当社株式1株当たり1個の新株予約権の交付が行われます。

新株予約権の交付を受けられた株主の皆様は、当社指定の新株予約権行使請求書に必要事項を記載し記名押印したうえで、当社取締役会が別途新株予約権の行使に関して提出を要請する書類を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、取得する株式1株当たり1円を払込取扱場所に払込むことにより、新株予約権を行使することができるようになります。ただし、買収者及びその一定の関係者は、原則として新株予約権を行使できません。

このように、買収者及びその一定の関係者を除く当社株主の皆様は、極めて低い価額で当社株式を取得することができるようになる一方で、かかる新株予約権の行使の結果、買収者及び一定の関係者は、保有している株式が希釈化されるという影響を被ることが予定されています。

なお、平成21年3月27日開催の定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の導入を株主の皆様にご承認いただいたことにより、当信託型ライツプランを廃止し、平成18年3月30日開催の定時株主総会における決議に基づき発行した、有効期間を平成21年3月31日までとする新株予約権のすべて(600,000,000個)を当社が無償で取得し、消却しております。

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
付与対象者	(注1)	同左
新株予約権の数(個)	600,000,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式の移転(以下、「交付」という。)する数は、600,000,000株とする。ただし、下記の(2)により新株予約権1個の行使により交付する当社普通株式の数(以下、「付与株式数」という。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に新株予約権の発行総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>(2) 付与株式数は、1株とする。ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。</p> $\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数}}{\text{調整前付与株式数}} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。</p>	同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>(1) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。</p> <p>(2) 行使価額は、1円とする。</p>	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月3日から平成21年3月31日(ただし、平成21年3月31日以前に権利発動事由(下記「新株予約権の行使の条件欄(1)」に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から4カ月間経過した日)までとする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額とする。新株予約権の行使により当社株式を発行する場合の資本組入額は、株式の発行価格の全額とする。	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>(1) 下記 ないし の各号に記載される者を除く一ないし複数の者が、新株予約権の発行日の前後を問わず、(ア)当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めなき限り同じ。)について、20%を超える株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)を保有する者または保有すると当社取締役会が認める者(以下「特定大量保有者」という。)になったことを示す公表(多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、同法第27条の23または第27条の25に定められる報告書の提出及び当社が行う証券取引所の規則に基づき適時開示を含む。以下同じ。)がなされた日から10日間(ただし、当社取締役会は、当社取締役会が別途定める新株予約権細則(以下「新株予約権細則」という。)に従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に、その者が特定大量保有者でなくなったことを示す公表がなされた場合及びその者が下記 に定める者であると当社取締役会が決定した場合を除く。)、または(イ)当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項で定める場合を含む。以下本項において同じ。)に係る株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下本項において同じ。)がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。以下本項において同じ。)の株券等所有割合と合計して20%を超える場合に限る。以下同じ。)の公告を行った日から10日間(ただし、当社取締役会は、新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に、その者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以下となった旨の同法第27条の13第1項に定義される公告を行った場合及びその者が下記 に定める者であると当社取締役会が決定した場合を除く。)(以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」という。)に限り、()その者(以下「買収者」という。)、()(ア)に定めるとき当該買収者の共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される者をいい、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、()(イ)に定めるとき当該買収者の特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、もしくは()上記()ないし()記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または()上記()ないし()記載の者の関係者、のいずれにも該当しない者のみが、新株予約権を行使することができる。なお、ある者の「関連者」とは、実質的に、その者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。</p>	<p>同左</p>
--------------------	---	-----------

	<p>当社または当社の子会社 当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者である旨当社取締役会が認めた者であつて、かつ、特定大量保有者になった後10日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者でなくなった者 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。) 当社を委託者とする信託の受託者として新株予約権をその発行時に取得し、保有している者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。) その者が当社の株券等を取得または保有すること(以下「買収」という。)が当社の利益に反しないと当社取締役会が新株予約権細則に従い認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)</p> <p>(2) 上記(1)の規定にもかかわらず、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、()次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、または()一もしくは複数の脅威が存するにもかかわらず、新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使することができない。なお、上記()または()の場合に該当するかについては、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。</p> <p>当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白であること 当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、またはこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと 当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するものであること 当該買収の条件(対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切であること 上記 ないし のほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益(当社の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)に反する重大な虞があること</p> <p>(3) 上記(2)の規定のほか、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき下記 及び 記載の条件が充足された場合には、新株予約権は行使することができない。なお、これらの条件が充足されるかについては、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。</p> <p>当社取締役会が提示または賛同する当該買収とは別の代替案が存在し、 当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の過半数を保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、下記(ア)ないし(エ)記載の条件がすべて満たされる場合</p>	<p>同左</p>
--	--	-----------

	<p>(ア)当該買収が当社が発行者である株式全てを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されていること</p> <p>(イ)当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白でないこと</p> <p>(ウ)当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するものでないこと</p> <p>(エ)当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益に反する重大な虞がないこと</p> <p>(4) 上記の(2)及び(3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために、()所定の手続の履行もしくは()所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、または()その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、該当管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足された場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>(5) 受託者は、受託者としての地位に基づき新株予約権を行使することができない。</p> <p>(6) 上記(1)ないし(5)の規定に従い新株予約権を有する者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。</p>	同左
新株予約権の消却事由及び消却の条件	<p>(1) 当社取締役会は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、上記新株予約権の行使の条件欄(2)または(3)に従い新株予約権を行使することができない場合には、新株予約権を無償で消却しなければならない。</p> <p>(2) 上記(1)のほか、当社取締役会は、権利発動事由発生時点までの間、いつでも、新株予約権を消却することが適切であると判断する場合には、全ての新株予約権を無償で消却することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要する。	同左
取得条項に関する事項	取得条項はありません。	同左
信託の設定の状況	(注2)	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注1) 当社は信託銀行を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託を設定しました。権利発動事由が発生するまでは信託銀行が信託契約に基づき新株予約権を管理し、権利発動事由が発生した場合はその後の一定の手続きに従い最初に特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式所有者としての当社を除く。)が新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定されます。

(注2) 当社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社を共同受託者とする)を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託を設定しております。

(注) 3 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書(当該新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件欄(1)記載の()ないし()のいずれにも該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)ならびに(新株予約権に係る新株予約権証券(以下「新株予約権証券」という。)が発行された場合には)新株予約権証券を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払込むことにより行われるものとする。なお、新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の新株予約権がある場合には、当社は、当該新株

予約権者の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載または記録するものとし、かつ(新株予約権証券が発行された場合には)当該新株予約権者の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数を新株予約権証券に記載するか、残余の新株予約権の個数を表章する新株予約権証券を当該新株予約権者に交付するものとする。

4 新株予約権行使請求の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力は、上記3の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類ならびに(新株予約権証券が発行された場合には)新株予約権証券が払込取扱場所に到着した時とする。新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払込まれた時に生じるものとする。

5 新株発行時の利益配当の方法

新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株予約権の行使が毎年1月1日から6月30日までになされたときは当該年の1月1日に、毎年7月1日から12月31日までになされたときは当該年の7月1日に、それぞれ当該株式の発行があったものとみなして、これを支払う。

6 株式交換・株式移転の場合の新株予約権に係る義務の承継

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当該時点において行使または消却されていない新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に以下の決定方針に基づき承継させることができる。ただし、新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある株式交換契約書または株式移転の議案につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

承継された新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類は、完全親会社の同種の株式とする。

承継された新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数は、株式交換または株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

承継された各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、株式交換または株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等は、上記新株予約権の行使の条件欄ないし新株予約権の消却事由及び消却の条件等に準じて、株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

承継された新株予約権を譲渡するときは、完全親会社の取締役会の承認を要する。

7 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行する。

8 法令の改正等による修正

新株予約権発行後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成19年3月29日)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	84,818	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,818 (注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 655 資本組入額 328	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、かつ、その地位を喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権の行使ができるものとする。 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
 なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
 当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り654円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り654円については、当社取締役及び執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成19年12月28日)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	4,316	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,316 (注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年1月17日から平成50年1月16日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 451 資本組入額 226	同左
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り450円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り450円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成20月 3月28日)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 2月28日)
新株予約権の数(個)	143,771	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	143,771 (注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 4月15日から平成50年 4月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 442 資本組入額 221	同左
新株予約権の行使の条件	<p>取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</p> <p>執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り441円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り441円については、当社取締役及び執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

(3) 【ライツプランの内容】

「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年1月1日～ 平成18年12月31日 (注)	14,400	299,115		34,433		31,499

(注) 利益及び繰越利益剰余金による自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成20年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		75	40	457	181	13	44,535	45,301	
所有株式数 (単元)		116,223	755	52,403	14,759	13	111,138	295,291	3,824,346
所有株式数 の割合(%)		39.36	0.25	17.75	5.00	0.00	37.64	100.00	

(注) 1 自己株式28,835,005株は、「個人その他」の欄に28,835単元及び「単元未満株式の状況」の欄に5株それぞれ含めて記載しております。

2 株式会社証券保管振替機構名義の株式3,550株は、「その他の法人」の欄に3単元及び「単元未満株式の状況」の欄に550株それぞれ含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	14,518	4.85
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	12,109	4.05
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3-3 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	10,946	3.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	10,580	3.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,288	2.44
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	6,443	2.15
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11-3)	6,257	2.09
みずほ信託銀行株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区八重洲1丁目2-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	6,189	2.07
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	5,799	1.94
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	5,382	1.80
計		85,514	28.59

(注) 上記のほか、当社が所有している自己株式28,835,005株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 9.64%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,835,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 266,456,000	266,453	同上
単元未満株式	普通株式 3,824,346		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	299,115,346		
総株主の議決権		266,453	

(注) 1 「単元未満株式」の株式数の欄には当社所有の自己株式5株が含まれております。

2 上記「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3,000株及び550株含まれております。なお、議決権の数の欄には同機構名義の株式は含まれておりません。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ライオン株式会社	墨田区本所一丁目3番7号	28,835,000		28,835,000	9.64
計		28,835,000		28,835,000	9.64

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

新株予約権方式によるストックオプション制度

(イ) 当該制度は、旧商法（平成13年法律第128号）第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年3月30日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成16年3月30日
付与対象者の区分及び人数	平成16年4月1日における当社の取締役、監査役及び使用人ならびに子会社の取締役 1,028名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	8,092,000株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	651円（注2）
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。 また、新株予約権者が当社の取締役、監査役及び使用人ならびに子会社の取締役のいずれの地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(口) 当該制度は、旧商法（平成13年法律第128号）第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年3月30日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年3月30日
付与対象者の区分及び人数	平成17年4月1日における当社従業員 127名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	628,000株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	635円（注2）
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。 また、新株予約権者が当社の使用人の地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(八) 当該制度は、旧商法（平成13年法律第128号）第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年3月30日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	平成18年4月1日における当社の取締役及び使用人 114名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	950,000株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	790円（注2）
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。 また、新株予約権者が当社の取締役及び使用人のいずれの地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(二) 当該制度は、旧商法（平成13年法律第128号）第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成18年3月30日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、監査役及び執行役員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	129,753株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注2）
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、そのいずれの地位も喪失した日（執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれかの遅い日とする。）の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(ホ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成19年3月29日開催の取締役会において決議されたものであります。
 当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	149,619株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権の行使ができるものとする。 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する

株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

(ハ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成19年12月28日開催の取締役会において決議されたものであります。
 当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年12月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	6,133株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年1月17日から平成50年1月16日までの期間内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

(ト) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成20年3月28日開催の取締役会において決議されたものであります。
 当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	143,771株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで
新株予約権の行使の条件	<p>取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</p> <p>執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
 なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
 当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(チ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成20年12月25日開催の取締役会において決議されたものであります。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 8名(注4)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	46,817株(注1)(注4)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年1月15日から平成51年1月14日まで
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。(注4) この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

(注4) 平成21年2月6日開催の取締役会における決議、平成21年3月27日開催の定時株主総会において、付与対象者2名が取締役に選任されたことにより、新株予約権の目的となる株式の数46,817株のうち8,779株は失効しております。

(リ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成21年3月27日開催の取締役会において決議されたものであります。
 当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	99,781株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年4月15日から平成51年4月14日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
 なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
 当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	702,886	366,293
当期間における取得自己株式(注)	20,583	10,186

(注)当期間における取得自己株式には、平成21年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
(ストックオプションの行使)(注)	266,384	138,165		
(単元未満株の買増請求)(注)	157,787	86,940	3,287	1,808
保有自己株式数(注)	28,835,005		28,852,301	

(注)ストックオプションの行使、単元未満株の買増請求及び保有自己株式数の当期間には、平成21年3月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、連結収益力の向上により、株主の皆さまへの永続的かつ安定的な利益還元を行うことを経営の最重要課題と考え、配当は安定して継続し、自己株式の取得は中長期的な成長のための内部留保を総合的に判断して実施を検討してまいります。内部留保は、企業成長力の強化、永続的な事業基盤の整備を行うことを目的として、研究開発・生産設備等への投資や外部資源獲得に充当してまいります。

当社は、毎事業年度における剰余金の配当につきましては、中間配当、期末配当の年2回行うことを基本としております。

当社は会社法第459条に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当期の剰余金の配当につきましては、過去の支払実績及び配当性向を勘案して、取締役会決議により、1株につき、中間5円（支払開始日：平成20年9月5日）、期末5円（支払開始日：平成21年3月4日）といたしました。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）
平成20年8月4日 取締役会決議	1,354	5.00
平成21年2月6日 取締役会決議	1,351	5.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第144期	第145期	第146期	第147期	第148期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
最高(円)	669	841	818	730	648
最低(円)	551	551	515	510	438

（注）株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	494	543	574	648	635	555
最低(円)	440	483	495	471	529	483

（注）株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	取締役会議 長、最高経営 責任者	藤 重 貞 慶	昭和22年1月1日生	昭和44年3月 ライオン油脂株式会社入社 平成2年3月 当社イノベーションルーム室長 " 4年3月 当社LOCOS推進部長 " 8年3月 当社取締役、国際事業本部長 " 12年3月 当社常務取締役、家庭品営業本部長 " 14年3月 当社代表取締役、専務取締役、家庭品事業 部門・家庭品営業本部分担、家庭品営業 本部長 " 16年3月 当社代表取締役、取締役社長、最高経営執 行責任者 " 16年4月 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任) " 18年3月 当社代表取締役、取締役社長、取締役会議 長、最高経営責任者、家庭品事業部門分担 " 19年3月 当社代表取締役、取締役社長、取締役会議 長、最高経営責任者	平成22年3月	46
専務取締役 (代表取締役)	リスク統括 管理担当、海 外関係全般 分担、購買本 部分担、経営 企画部・広報 部・IR室 担当	大 林 三 雄	昭和21年5月16日生	昭和44年3月 ライオン油脂株式会社入社 平成2年3月 当社国際事業本部テクニカルセンター室 長 " 5年3月 当社国際事業本部営業部長兼同本部テク ニカルセンター室長 " 6年3月 当社国際事業本部統括部長兼同本部テク ニカルセンター室長 " 6年8月 当社国際事業本部統括部長 " 8年3月 当社国際事業本部営業部長 " 12年4月 当社開発企画部長 " 13年1月 ヘンケル ライオン コスメティックス株 式会社代表取締役、社長 " 16年3月 当社執行役員、国際事業本部長 " 16年4月 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任) " 18年3月 当社常務取締役、国際事業本部(海外関係 全般を含む)・購買本部分担、開発企画部 担当 " 19年5月 当社常務取締役、国際事業本部(海外関係 全般を含む)・購買本部分担、開発企画部 ・新規事業推進室担当 " 20年1月 当社常務取締役、リスク統括管理担当、国 際事業本部(海外関係全般を含む)・購買 本部分担、経営企画部・広報部・IR室・ 新規事業推進室担当 " 20年3月 当社代表取締役、専務取締役、リスク統括 管理担当、国際事業本部(海外関係全般を 含む)・購買本部分担、経営企画部・広報 部・IR室・新規事業推進室担当 " 21年3月 当社代表取締役、専務取締役、リスク統括 管理担当、海外関係全般分担、購買本部分 担、経営企画部・広報部・IR室担当	平成22年3月	44
専務取締役 (代表取締役)	企業倫理担 当、経理部・ 秘書部・人事 部・総務 部・統合シ ステム部・ CSR推進部・ 法務部・薬 事部・LOCOS 推進部担当	山 田 哲 夫	昭和21年12月7日生	昭和44年3月 ライオン油脂株式会社入社 平成8年3月 当社経営企画部長 " 12年3月 当社取締役、開発企画部担当、経営企画部 長 " 14年3月 当社常務取締役、家庭品事業統括部長 " 15年4月 当社常務取締役、家庭品事業統括部長兼 同部マーケティングプランニング室長 " 16年3月 当社常務取締役、家庭品事業部門分担、家 庭品事業統括部長 " 17年3月 当社常務取締役、家庭品事業総合管掌(家 庭品事業部門分担、家庭品営業本部管掌) " 18年3月 当社常務取締役、経営企画部・LOCOS推進 部・経理部・広報部・IR室担当 " 18年5月 当社常務取締役、リスク統括管理担当、経 営企画部・LOCOS推進部・経理部・広報 部・IR室担当 " 20年1月 当社常務取締役、企業倫理担当、経理部・ 秘書部・人事部・総務部・統合システ ム部・CSR推進部・法務部・薬事部・LOCOS 推進部担当 " 20年3月 当社代表取締役、専務取締役、企業倫理担 当、経理部・秘書部・人事部・総務部・ 統合システム部・CSR推進部・法務部・ 薬事部・LOCOS推進部担当	平成22年3月	36

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	国際事業本部長兼オレオケミカル事業推進室長	可知光晴	昭和21年12月4日生	昭和45年3月 ライオン油脂株式会社入社 平成8年3月 当社購買本部原料部長 " 10年4月 当社開発企画部長 " 11年4月 ライオン・アクゾ株式会社常務取締役 " 12年3月 ライオン・アクゾ株式会社代表取締役、社長 " 16年3月 当社執行役員、購買本部長 " 18年3月 当社上席執行役員、国際事業本部長、CJライオン株式会社代表者兼務(現任) " 18年4月 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任)、獅王日用化工(青島)有限公司代表者兼務(現任) " 18年5月 獅王企業(シンガポール)有限公司代表者兼務(現任) " 18年6月 獅王家庭用品(国際)有限公司代表者兼務(現任) " 18年10月 当社上席執行役員、国際事業本部長兼同本部事業推進部長 " 18年12月 サザンライオン有限公司代表者兼務(現任) " 19年1月 当社上席執行役員、国際事業本部長 " 19年5月 当社上席執行役員、国際事業本部長兼新規事業推進室長 " 19年6月 ライオンエコケミカルズ有限公司代表者兼務(現任) " 20年1月 当社常務執行役員、国際事業本部長兼新規事業推進室長 " 20年3月 当社常務取締役、国際事業本部長兼新規事業推進室長 " 21年3月 当社常務取締役、国際事業本部長兼オレオケミカル事業推進室長	平成22年3月	32
常務取締役	研究開発本部長、知的財産部担当	杉山圭吉	昭和22年5月10日生	昭和48年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成8年3月 当社研究開発本部薬品研究所長 " 12年4月 当社研究開発本部ベターリビング研究所長 " 14年3月 当社ビューティケア事業本部ビューティケア研究所長 " 16年3月 当社執行役員、ハウスホールド事業本部長 " 18年3月 当社執行役員、研究開発本部企画管理部長 " 19年3月 当社執行役員、研究開発本部企画管理部長兼同本部機能性食品研究室長 " 20年1月 当社執行役員、研究開発本部長 " 20年3月 当社取締役、研究開発本部長 " 21年3月 当社常務取締役、研究開発本部長、知的財産部担当	平成22年3月	19
取締役	ヘルスケア事業本部長、全国業務センター担当	太田修一	昭和24年12月26日生	昭和48年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成12年4月 当社総務部長 " 17年3月 当社人事部長 " 18年3月 当社執行役員、人事部長 " 20年1月 当社執行役員、ヘルスケア事業本部長 " 20年3月 当社取締役、ヘルスケア事業本部長 " 21年3月 当社取締役、ヘルスケア事業本部長、全国業務センター担当	平成22年3月	26
取締役	ハウスホールド事業本部長、宣伝部・生活者行動研究所・流通政策部・営業開発部担当	濱逸夫	昭和29年3月14日生	昭和52年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成14年3月 当社研究技術本部プロセス開発センター所長 " 16年3月 当社ハウスホールド事業本部ハウスホールド第1研究所長 " 18年3月 当社家庭品事業部門ハウスホールド事業本部ファブリックケア事業部長 " 19年3月 当社ハウスホールド事業本部ファブリックケア事業部長 " 20年1月 当社執行役員、ハウスホールド事業本部長 " 20年3月 当社取締役、ハウスホールド事業本部長 " 21年3月 当社取締役、ハウスホールド事業本部長、宣伝部・生活者行動研究所・流通政策部・営業開発部担当	平成22年3月	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	生産本部長	照井隆夫	昭和24年10月27日生	昭和43年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成11年4月 当社生産本部東京工場長 " 12年4月 当社生産本部生産管理部長 " 16年3月 当社生産本部千葉工場長 " 18年3月 当社執行役員、生産本部長 " 18年4月 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任) " 20年1月 当社上席執行役員、生産本部長 " 21年3月 当社取締役、生産本部長	平成22年3月	20
取締役	化学品事業本部長	阿部清孝	昭和25年10月17日生	昭和50年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成10年4月 当社化学品事業本部西部化学品販売部長 " 14年3月 当社化学品事業本部広域第2販売部長 " 17年3月 当社化学品事業本部機能化学品第1販売部長 " 18年3月 ライオン・アクゾ株式会社代表取締役、社長 " 20年1月 当社執行役員、化学品事業本部長 " 21年3月 当社取締役、化学品事業本部長	平成22年3月	6
取締役		嶋口充輝	昭和17年3月31日生	昭和62年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 平成10年6月 石井食品株式会社社外監査役 " 13年4月 財団法人医療科学研究所理事(現任) " 14年6月 エーザイ株式会社社外取締役 " 15年8月 当社経営評価委員会委員 " 18年3月 当社社外取締役 " 18年5月 株式会社ベルシステム24社外取締役 " 19年4月 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授(現任) 早稲田大学大学院客員教授(現任) " 19年9月 社団法人日本マーケティング協会理事長(現任) " 21年2月 サントリーホールディングス株式会社社外監査役(現任)	平成22年3月	11
取締役		山田秀雄	昭和27年1月23日生	昭和59年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成4年4月 山田秀雄法律事務所(現 山田・尾崎法律事務所)開設(現在に至る) " 10年5月 太平洋化学工業株式会社社外監査役(現任) " 13年4月 第二東京弁護士会副会長 " 14年5月 財団法人橘秋子記念財団理事(現任) " 16年6月 株式会社サトー社外取締役(現任) " 18年3月 当社社外取締役 " 19年6月 株式会社ミクニ社外監査役(現任) 石井食品株式会社社外監査役(現任)	平成22年3月	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役	常勤監査役	笠松 孝安	昭和26年3月14日生	昭和49年4月 平成15年4月 " 19年3月	ライオン歯磨株式会社入社 当社経営企画部特命担当部長 当社監査役	平成23年3月	5
監査役	常勤監査役	下浦 義博	昭和22年1月24日生	昭和44年3月 平成14年6月 " 19年2月 " 19年3月	ライオン油脂株式会社入社 当社経理部予算原価チームリーダー 当社常勤嘱託 当社監査役	平成23年3月	12
監査役		井戸川 員三	昭和14年3月30日生	昭和42年2月 " 45年4月 " 63年5月 平成16年6月 " 16年7月 " 17年6月 " 18年3月 " 18年6月 " 19年3月	磯部公認会計士協同事務所(現 新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員退任 株式会社ビジネスブレイン太田昭和社外監査役 株式会社電業社機械製作所監査役(補欠) 当社監査役(補欠) リンテック株式会社社外監査役(現任) 当社社外監査役	平成23年3月	4
監査役		三上 昌宏	昭和20年1月29日生	昭和38年4月 平成6年12月 " 14年7月 " 15年7月 " 15年8月 " 17年10月 " 18年2月 " 19年3月 " 19年8月	大蔵省(現 財務省)国税庁入庁 税理士資格取得 芝税務署長 財務省国税庁退官 三上昌宏税理士事務所開設(現在に至る) 株式会社銀座審美堂社外監査役(現任) 桂城建設株式会社社外監査役(現任) 当社社外監査役 永和不動産株式会社社外監査役(現任)	平成23年3月	5
計							277

- (注) 1 嶋口充輝氏及び山田秀雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 井戸川員三氏及び三上昌宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社では、取締役会が担っている「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を区分し、取締役会は「意思決定・監督機能」を担い、各事業本部、その他重要業務に係る「業務執行機能」は執行役員が担うこととする執行役員制度を平成16年3月に導入いたしました。
- 執行役員は6名で構成されております。
- 4 当社は、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査役を選任しております。補欠の監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数
土肥 準三	昭和16年4月30日生	昭和44年4月 " 46年4月 " 48年3月 平成3年5月 " 18年6月 " 18年7月 " 19年3月 " 19年6月 " 20年6月	公認会計士三好敬一事務所入所 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員退任 土肥準三税務・会計事務所開設(現在に至る) 有限会社サカイ監査役 当社監査役(補欠) サンビアン株式会社社外監査役(現任) 株式会社ビジネス・ブレイクスルー社外監査役(現任)	

(注) 土肥準三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化をはかり、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置付けており、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を推進することにより、企業価値の向上を目指しております。

(2) 会社の機関の内容

当社取締役会は、監査役制度のもとで経営の監督を行っておりますが、経営の監督と執行の分離を進めるため平成16年3月より執行役員制を導入し、それまで取締役会が担ってきた機能を区分し、取締役会は「経営の意思決定及び監督機能」を担い、執行役員会が「業務執行機能」を担うことといたしました。

また、社外有識者の評価・意見を経営に反映させるための「経営評価委員会」を平成15年10月より設置しております。

また、取締役、監査役、執行役員の報酬等に関する方針について、役員報酬等の客観性及び透明性を高めるために「報酬諮問委員会」を平成18年12月より設置し、同委員会の答申を最大限に尊重して、取締役については取締役会で、監査役については監査役会で、それぞれ決定することといたしました。同委員会の委員は、社外取締役2名、社外監査役2名の計4名であります。

< 取締役・取締役会・執行役員会等 >

取締役会は取締役11名（内、社外取締役2名）（平成20年12月31日現在）で組織しております。月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役及び各執行役員の業務執行を監督しております。

また、中長期経営計画の基本方針など重要な企業戦略については、専務取締役以上を主たるメンバーとする経営会議での審議を経て、取締役会の適正な意思決定が可能な体制を構築しております。

さらに、事業に直結する業務執行に関する施策については、最高経営責任者である代表取締役社長、専務以下の取締役、事業本部長等の執行役員9名（平成20年12月31日現在）及び常勤監査役をメンバーとする執行役員会で、さまざまな角度から課題に対する議論と検討を加える体制としております。

< 監査役・監査役会 >

監査役は4名（平成20年12月31日現在）で、社外監査役2名、社内出身の常勤監査役2名です。監査役会は2ヵ月に1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役及び監査役会に専任のスタッフ1名を配置しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準及び内部統制システムに係る監査実施基準並びに監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、各取締役や内部監査部門等からその職務の執行状況聴取、本社及び主要な事業所の往査、子会社の調査を実施しております。また事業報告の監査、会計監査人から監査報告を受け計算書類、連結計算書類及び附属明細書につき検討を行うほか、代表取締役との定例意見交換会（6ヵ月に1回）を実施しております。

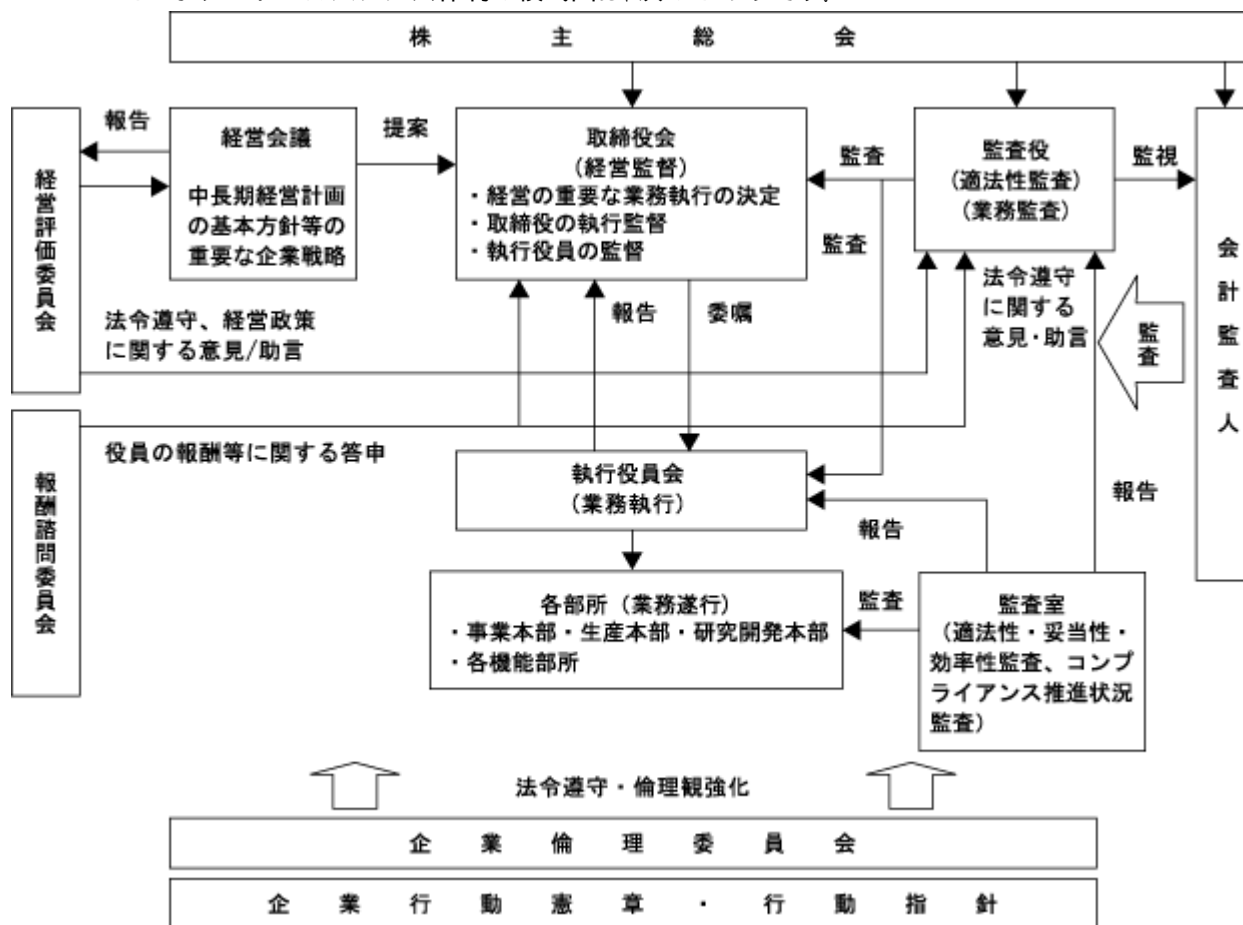
<報酬諮問委員会>

社外取締役2名及び社外監査役2名で構成する「報酬諮問委員会」による「取締役及び執行役員の報酬体系、水準、賞与に係る業績指標と算定方法等の基本的考え方」及び「監査役の報酬体系、水準の基本的考え方」についての答申に基づき、取締役、監査役及び執行役員の報酬体系を改定することとし、平成19年12月期より新報酬体系へ移行しました。(新報酬体系の概要は、後述する(4)役員報酬の内容 <平成21年12月期の役員報酬体系>をご参照下さい。)

<経営評価委員会>

社外有識者8名(平成20年12月31日現在)からなる経営評価委員会を開催し、コーポレート・ガバナンス体制のあり方、事業開発・製品開発の方向性、CSR(企業の社会的責任)の考え方等、全般経営課題に関する委員の意見を経営に反映させております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(3) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制を整備しております。

なお、平成21年12月期より適用となる金融商品取引法における内部統制報告制度への対応につきましては、取締役社長の指示の下、専任プロジェクトにより社内整備を進めております。

また、財務報告における内部統制の整備・運用状況を把握・評価するため、監査室に専任を置き体制を整えました。

<取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

基本的考え方

- ・ 当社グループの「ライオン企業行動憲章」、「行動指針」をコンプライアンス体制の基盤とする。
- ・ ライオン企業行動憲章の精神を代表取締役社長が繰り返し役員・従業員に伝えることにより、企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

コンプライアンス体制

- ・ 取締役会で選定した企業倫理担当役員を委員長とする当社グループ全体に係る企業倫理委員会を設置し、企業倫理意識の浸透・定着のための具体的施策を推進する。ライオン企業行動憲章・行動指針に反する事態が生じ、企業倫理委員会が必要と認めたときは、外部専門家（弁護士、公認会計士等）を委員とする倫理調査委員会を設け事態の解決・収拾を図る仕組みを採用する。
- ・ 企業倫理担当役員の下に企業倫理専任部長を置き、コンプライアンス体制の整備・維持を図るとともに、当社グループの各部所における必要な研修を行う。あわせて人事部は階層別教育において必要な研修を行う。また、各部所は関連法規に従った規程・マニュアルを策定し、これに従い業務を実行する。
- ・ 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
- ・ 法令遵守及び経営政策に関する第三者の意見・助言を経営に反映させるため、社外有識者により構成する経営評価委員会を設置する。
- ・ 内部監査部門として監査室を置く。
- ・ 監査室員、企業倫理専任部長、経営企画部員、法務部員及び監査役は、日ごろから連携し当社グループのコンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握に努める。
- ・ 監査役は当社グループのコンプライアンス体制及び下記 に定める社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、企業倫理担当役員に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
- ・ 従業員の法令・定款違反行為については就業規則に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については企業倫理委員会が取締役に具体的な処分を答申する。

有事の対応

- ・ 法規・社会的責任に関わる緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システムに従い、当該発生事実を総務部長が社長、企業倫理担当役員及び監査役へ報告するとともに、社長を議長とする緊急対策協議会もしくは担当部長は事態の適正な収拾、再発防止策の立案、執行役員会・取締役会への報告を行う。
- ・ グループ各社の担当役員及び従業員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合も、上記 と同様に対処する。
- ・ 上記 ・ の他、当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムとして、企業倫理専任部長及び社外弁護士を直接の情報受領者とする「心のホットライン」を整備するとともに、製品開発担当者等が製品の品質に疑念を生じた場合の社内通報システムとして、CSR推進部長を直接の情報受領者とする「品質情報ホットライン」を整備し、別に定める要領にもとづきその運用を行う。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

- ・ 代表取締役及び業務執行取締役は、法令に従い自己の職務の執行状況を取締役に報告する。
- ・ 社長は、情報管理規程に取締役の職務の執行に係る情報の作成、保存及び管理に関する事項を定める。
- ・ 取締役は、情報管理規程に従い、職務の執行に係る情報を保存する。
- ・ 取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧または謄写できる。

<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

平時の対応

- ・ 経営企画部担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、経営企画部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ・ 監査室は当社グループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を執行役員会、取締役会に報告する。
- ・ 平時において、各部署はその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの低減等に取り組むとともに、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、それぞれ担当取締役が対応策を検討し、経営会議、執行役員会で審議しリスク管理を行う。
- ・ 環境、品質責任、事故・災害に関するリスクについては、それぞれ環境保全推進委員会、CS/PL委員会、安全防災会議において事前に対応策を検討、必要に応じて執行役員会で審議し、リスク管理を行う。
- ・ 各工場においては、ISO14001の認証を受け、品質管理及び環境保全に積極的に取り組む。

有事の対応

天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システム（地震については地震災害対策マニュアル）に従い、当該発生事実を社長・監査役等へ報告するとともに、関連部署所長は情報収集、対応方針の決定、原因究明、対応策の決定、執行役員会・取締役会への報告を行う。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

意思決定ルール

- ・ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。なお、定例の取締役会を除いて、法令に従い書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。
- ・ また迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、全執行役員が出席する執行役員会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ・ 当社グループ全体の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項については、事前に専務取締役以上の役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行うものとする。

取締役会の基本的位置付け

- ・ 取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標にもとづく経営計画を策定する。
- ・ 取締役会は、経営計画を具体化するため、経営計画にもとづき、事業計画、経営予算を設定する。マーケティング投資、研究開発投資、設備投資、新規事業投資についても経営計画を基準に配分する。
- ・ 取締役会は、重要事項に係る各機関、本部長、部所長の決裁権限基準を定める。
- ・ 取締役会は、毎月、月度業績をレビューし、各担当取締役に目標と実績の差異要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

業務推進体制

- ・ 各部門、部所を担当する取締役は、当該部門等が実施すべき具体的な施策を含めた効率的な業務推進体制を決定する。
- ・ 月度業績はITを活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、各担当取締役及び取締役に報告する。
- ・ 上記 の決定を受け、各担当取締役は業務遂行体制をより効率的なものとするため、必要に応じて改善する。

<当社グループにおける業務の適正を確保するための体制>

当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産並びに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会または執行役員会の承認を受けるものとする。

当社監査室が当社グループ各社に対する内部監査を実施する。

監査室員、企業倫理専任部長、経営企画部員、法務部員及び監査役は、日ごろから連携し当社グループ各社のコンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握に努める。

当社グループ各社に当社から監査役を派遣し、当該監査役は法令に従い監査を行う。

グループ各社の担当役員及び従業員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、緊急事態処理システムに従い、総務部長を経由して当該発生事実を当社社長、企業倫理担当役員及び監査役へ報告するとともに、当社社長を議長とする緊急対策協議会もしくは担当部所長は事態の適正な収拾、再発防止策の立案、執行役員会・取締役会への報告を行う。

当社グループ各社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合は、直ちに当社社長、企業倫理担当役員及び監査役に報告するものとする。企業倫理担当役員は監査役と協議し事態の適正な収拾と再発防止策の立案を行う。

上記 ・ のほか、当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報システムとして、企業倫理専任部長及び社外弁護士を直接の情報受領者とする「心のホットライン」を整備するとともに、製品開発担当者等が製品の品質に疑念を生じた場合の社内通報システムとして、CSR推進部長を直接の情報受領者とする「品質情報ホットライン」を整備し、別に定める要領にもとづきその運用を行う。

< 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項 >

監査役会の職務補助に専任する使用人を1名以上監査室に置く。

当該使用人は、職務執行に当たっては監査役会の指揮命令を受け、取締役及び監査室長の指揮命令を受けない。

当該使用人の人事評価・異動・懲戒については監査役会の事前同意を得た上で、機関決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

< 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項 >

取締役は、監査役会に対して、法令に従い会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告することに加え、次の事項を監査役会に報告することとする。

- ・ 当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実
- ・ 当社グループにおける天災・事故発生等による物理的緊急事態及び法規・社会的責任に関わる緊急事態
- ・ 当社グループにおける内部監査の実施状況
- ・ 当社グループにおける通報システムによるホットラインの通報状況及びその内容
- ・ 執行役員会、製品企画執行役員会の決定事項
- ・ 決裁権限基準にもとづく取締役及び執行役員の決裁事項
- ・ 当社グループ各社の事業概況、当該各社監査役の活動状況
- ・ 当社及び当社グループ各社の重要な会計方針・会計基準の変更並びにその影響

報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会の協議により決定する。

上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

< 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 >

監査役会の要請がある場合において取締役会は、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

監査役は、必要に応じて、当社及び当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ陪席することができる。

監査役は、必要に応じて、当社グループ各社の重要情報を閲覧または謄写できる。

監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役及び重要な使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。

監査役会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

また、平成20年12月25日開催の取締役会において、上記内部統制システムに平成21年1月1日付で以下の体制を追加する旨の決議を行いました。

<財務報告の信頼性を確保するための体制>

代表取締役社長は、連結財務諸表を構成する当社、当社の子会社及び関連会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」にもとづき財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取り締役に報告する。

監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備及び不備の改善状況を含む。）を把握、評価し、それを代表取締役社長及び監査役に報告する。

監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

<反社会的勢力を排除するための体制>

「ライオン企業行動憲章」にもとづき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との対決姿勢を貫く。加えて総務部を対応統括部所とし不当要求防止責任者を配置するとともに、当社グループ各事業所及び外部機関との連携を図る。

不当要求防止責任者は当社グループ各事業所において必要な研修を行う。不当要求防止責任者及び各事業所担当者は反社会的勢力への対応の手順を定めた特殊暴力防止マニュアルに従い業務を実行する。

(4) 役員報酬の内容

区分	員数	固定報酬	業績連動報酬		合計
			賞与	ストックオプション	
取締役 (うち社外取締役)	15名 (2名)	252百万円 (22百万円)	60百万円	49百万円	362百万円 (22百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	75百万円 (22百万円)			75百万円 (22百万円)
合計 (うち社外役員)	19名 (4名)	327百万円 (44百万円)	60百万円	49百万円	437百万円 (44百万円)

- 1)上記には、平成20年3月28日開催の第147期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名に対する固定報酬及びストックオプションを含んでおります。
- 2)使用人兼務取締役はおりません。
- 3)業績連動報酬の賞与は、当期に役員賞与引当金として費用計上した金額であり、ストックオプションは、当期に株式報酬型ストックオプション（新株予約権）として費用計上した金額であります。
- 4)取締役の固定報酬額は、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会において、1事業年度につき330百万円以内と決議されております。
- 5)監査役の固定報酬額は、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会において、1事業年度につき90百万円以内と決議されております。
- 6)株式報酬型ストックオプションとして取締役に支払う報酬額は、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議されております。
- 7)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

<平成21年12月期の役員報酬体系>

取締役の報酬等

イ) 社内取締役の報酬等

月次固定報酬及び業績や株価に連動する業績連動報酬（賞与及び平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会で退職慰労金制度にかえて導入した株式報酬型ストックオプション、以下同じ。）で構成します。

賞与は、より一層業績に連動させるとともに、透明性を確保するため、連結利益指標に基づき、後記の<平成21年12月期の業績に係る役員賞与の算定方法>により算定し、各業務執行取締役に配分することとします。

株式報酬型ストックオプションは、新株予約権の割当てに際しての払込金額を公正な価額とし、当社の取締役が当該金額の払込みにかえて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権を行使することができるのは取締役退任後とし、その払込金額を1株当たり1円とします。

ロ) 社外取締役の報酬等

独立性及び中立性を担保するため、月次固定報酬のみとします。

監査役の報酬等

独立性及び中立性を担保するため、月次固定報酬のみとします。

<平成21年12月期の業績に係る役員賞与の算定方法>

下記方法に基づき算定の上、支給額を確定し支払います。

支給対象役員

法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行役員」である取締役のみを対象とし、社外取締役及び監査役には支給しない。

総支給額

当該事業年度に係る連結経常利益の1.0%の50%と連結当期純利益の1.5%の50%との合計額（万円未満は切り捨て）を総支給額とし、その上限額を2億円とする。

ただし、連結経常損失、連結当期純損失の場合の当該損失は、利益額を0として算出する。

個別支給額

上記に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定めた下記ポイントに役位ごとの当該事業年度末現在在任する取締役員数を乗じた数の総和で除して、ポイント単価を算出する。

各取締役への個別支給額は、役位ごとに定めたポイントにポイント単価を乗じて算出する。

（万円未満は切り捨て）

役位	ポイント	員数	ポイント計
会長・社長	2.059	1	2.059
副社長	1.567	0	0.000
専務取締役	1.418	2	2.836
常務取締役	1.119	2	2.238
取締役	1.000	4	4.000
合計		9	11.133

上記は平成21年3月27日開催の第148期定時株主総会終了後の取締役の員数で計算しています。

(5) 監査報酬の内容

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に対する報酬（子会社を含む。）
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額 57百万円
上記以外の報酬の金額 9百万円

(6) 会社法第427条第1項に規定する契約の内容の概要

当社は社外取締役、社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定にもとづき、会社法第423条第1項の責任を、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

当社は会計監査人との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定にもとづき、会社法第423条第1項の責任を、3,200万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

(7) 内部監査及び監査役監査の組織

監査室、監査役会及び会計監査人は、各々年間監査計画を作成し、相互に連携をとっております。

監査室(平成20年12月31日現在10名体制)は年間内部監査計画に基づき、各部所及び関係会社の業務執行状況について、「適法性、妥当性、効率性等」内部統制に関わる監査、コンプライアンス推進状況を監査しております。内部監査の結果は、代表取締役社長、各担当役員及び執行役員会に報告するとともに、監査役会にも報告され、監査役監査との連携を図っております。

監査役は4名で、社外監査役2名、社内出身の常勤監査役2名です。監査役会は2ヵ月に1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役及び監査役会に専任のスタッフ1名を配置しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準及び内部統制システムに係る監査実施基準並びに監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、各取締役や内部監査部門等からその職務の執行状況聴取、本社及び主要な事業所の往査、子会社の調査を実施しております。また事業報告の監査、会計監査人から監査報告を受け計算書類、連結計算書類及び附属明細書につき検討を行う他、代表取締役との定例意見交換会(6ヵ月に1回)を実施しております。

(8) 社外取締役及び社外監査役と会社の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

当社における社外取締役は2名です(平成18年3月30日就任)。

当社における社外監査役は2名です(平成19年3月29日就任)。

各社外取締役に対して、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権40個(40,000株)を無償で発行しております。同新株予約権の1株当たり行使価格は、790円、行使可能期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日までとするものです。

また、各社外取締役に対して、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議に基づき、従来の退職慰労金制度にかえ、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権1,302個(1,302株)を無償で発行しております。同新株予約権は1株当たり行使価格を1円、行使可能期間は平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定するものであります。

上記の各ストックオプションを除いて、社外取締役、社外監査役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

(9) 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

当期において業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：仲井 一彦

指定有限責任社員 業務執行社員：網本 重之

指定有限責任社員 業務執行社員：田中 宏和

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 11名 会計士補 7名 その他 8名

(10) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合には、監査役会の同意または監査役会の請求にもとづき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任した旨及びその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

(11) その他

当社は、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議により、取締役は11名以内とする旨を定款に定めております。

当社は、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議により、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、自己株式の取得、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定めることができる旨及び同条第1項第2号から第4号までに掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない旨を定款に定めております。

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。ただし社外取締役は除く。）並びに監査役（監査役であった者を含む。ただし社外監査役は除く。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第147期事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第148期事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)及び第147期事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本監査法人の監査を受け、当連結会計年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)及び第148期事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年12月31日)		当連結会計年度 (平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金	2	32,647		33,318	
2 受取手形及び売掛金	5	61,786		58,455	
3 有価証券		923			
4 たな卸資産		27,837		26,323	
5 繰延税金資産		2,762		2,531	
6 その他		2,057		1,525	
7 貸倒引当金		995		150	
流動資産合計		127,019	45.5	122,003	45.6
固定資産					
(1) 有形固定資産					
1 建物及び構築物	2	59,432		61,134	
減価償却累計額		38,619	20,812	40,099	21,034
2 機械装置及び運搬具	2	114,369		113,811	
減価償却累計額		94,485	19,883	96,740	17,070
3 土地	2		18,823		18,496
4 建設仮勘定			1,825		4,154
5 その他		18,110		18,026	
減価償却累計額		15,109	3,000	15,309	2,717
有形固定資産合計		64,345	23.1	63,473	23.8
(2) 無形固定資産					
1 のれん		898		769	
2 商標権		34,636		30,720	
3 その他		1,659		1,207	
無形固定資産合計		37,193	13.3	32,697	12.2
(3) 投資その他の資産					
1 投資有価証券	1	25,057		19,256	
2 長期貸付金		257		179	
3 前払年金費用		13,954		18,163	
4 繰延税金資産		10,093		10,396	
5 その他		1,360		1,341	
6 貸倒引当金		135		72	
投資その他の資産合計		50,589	18.1	49,264	18.4
固定資産合計		152,127	54.5	145,434	54.4
資産合計		279,147	100.0	267,438	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年12月31日)		当連結会計年度 (平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 支払手形及び買掛金	2 5		44,499		46,918
2 短期借入金	2		5,463		6,213
3 一年以内返済長期借入金			1,150		8,300
4 未払金及び未払費用	2		35,127		34,971
5 未払法人税等			1,509		1,216
6 引当金					
イ 返品調整引当金		1,191		1,039	
ロ 販売促進引当金		278		216	
ハ 役員賞与引当金		132	1,602	118	1,373
7 その他			6,731		2,112
流動負債合計			96,084	34.4	101,105
固定負債					
1 長期借入金			47,397		39,050
2 引当金					
イ 退職給付引当金		22,893		21,657	
ロ 役員退職慰労引当金		464	23,358	290	21,947
3 その他			4,766		4,760
固定負債合計			75,522	27.1	65,758
負債合計			171,607	61.5	166,864
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			34,433	12.3	34,433
2 資本剰余金			31,505	11.3	31,499
3 利益剰余金			49,344	17.7	49,657
4 自己株式			15,727	5.6	15,868
株主資本合計			99,556	35.7	99,723
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価 差額金			3,524	1.3	1,060
2 繰延ヘッジ損益			10	0.0	24
3 為替換算調整勘定			500	0.1	2,912
評価・換算差額等合計			4,014	1.4	1,875
新株予約権			74	0.0	109
少数株主持分			3,894	1.4	2,617
純資産合計			107,540	38.5	100,574
負債純資産合計			279,147	100.0	267,438

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)			当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)		
		金額(百万円)	百分比 (%)		金額(百万円)	百分比 (%)	
売上高			341,717	100.0		338,236	100.0
売上原価			158,917	46.5		157,670	46.6
売上総利益			182,799	53.5		180,565	53.4
1 返品調整引当金繰入額			1,176	0.4		1,032	0.3
2 返品調整引当金戻入額			894	0.3		1,179	0.3
差引売上総利益			182,517	53.4		180,712	53.4
販売費及び一般管理費							
1 販売奨励費		15,719			16,850		
2 販売促進引当金繰入額		278			216		
3 販売促進費		67,488			68,090		
4 運賃保管料		16,818			16,347		
5 広告宣伝費		21,934			19,831		
6 給料諸手当		14,603			14,077		
7 役員退職慰労引当金 繰入額		62			22		
8 退職給付費用		412			552		
9 減価償却費		3,171			4,869		
10 のれん償却額		126			122		
11 研究開発費	1	8,745			8,522		
12 役員賞与引当金繰入額		131			118		
13 その他		24,117	173,611	50.8	22,814	172,435	51.0
営業利益			8,905	2.6		8,277	2.4
営業外収益							
1 受取利息		125			111		
2 受取配当金		306			385		
3 持分法による投資利益		1,045			193		
4 手数料収入		263			234		
5 為替差益		49					
6 その他		703	2,492	0.7	455	1,379	0.4
営業外費用							
1 支払利息		744			1,134		
2 たな卸資産処分損		384			680		
3 為替差損					196		
4 その他		164	1,293	0.4	42	2,053	0.6
経常利益			10,104	2.9		7,603	2.2

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)			当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
特別利益							
1 固定資産処分益	2	1,082					
2 貸倒引当金戻入額		904			859		
3 関係会社株式売却益		231					
4 投資有価証券売却益		8	2,228	0.7		859	0.3
特別損失							
1 固定資産処分損	3	273			263		
2 製品回収関連費用	4	1,950					
3 投資有価証券評価損		372			2,032		
4 減損損失	5	74			78		
5 投資有価証券売却損		65					
6 その他		32	2,768	0.8		2,373	0.7
税金等調整前当期純利益			9,564	2.8		6,088	1.8
法人税、住民税 及び事業税		2,074			1,475		
法人税等調整額		1,960	4,035	1.2	1,349	2,825	0.8
少数株主利益			105	0.0		222	0.1
当期純利益			5,423	1.6		3,040	0.9

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年12月31日残高(百万円)	34,433	31,499	46,600	15,913	96,620
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			2,702		2,702
当期純利益			5,423		5,423
自己株式の取得				147	147
自己株式の処分		6		334	340
持分法適用会社増加			22		22
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)		6	2,743	186	2,935
平成19年12月31日残高(百万円)	34,433	31,505	49,344	15,727	99,556

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年12月31日残高(百万円)	4,727	3	433	5,157		3,354	105,133
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							2,702
当期純利益							5,423
自己株式の取得							147
自己株式の処分							340
持分法適用会社増加							22
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	1,202	7	66	1,143	74	540	529
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1,202	7	66	1,143	74	540	2,406
平成19年12月31日残高(百万円)	3,524	10	500	4,014	74	3,894	107,540

当連結会計年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年12月31日残高(百万円)	34,433	31,505	49,344	15,727	99,556
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			2,706		2,706
当期純利益			3,040		3,040
自己株式の取得				366	366
自己株式の処分		6	19	225	199
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)		6	313	141	166
平成20年12月31日残高(百万円)	34,433	31,499	49,657	15,868	99,723

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年12月31日残高(百万円)	3,524	10	500	4,014	74	3,894	107,540
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							2,706
当期純利益							3,040
自己株式の取得							366
自己株式の処分							199
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	2,463	13	3,412	5,890	35	1,277	7,132
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	2,463	13	3,412	5,890	35	1,277	6,966
平成20年12月31日残高(百万円)	1,060	24	2,912	1,875	109	2,617	100,574

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		9,564	6,088
減価償却費		10,590	12,444
減損損失		74	78
退職給付引当金の減少額		5,067	5,347
受取利息及び受取配当金		431	496
支払利息		744	1,134
固定資産処分損益		809	263
投資有価証券売却損益		56	
投資有価証券評価損		372	2,032
持分法による投資利益		1,045	193
売上債権の減少額		2,731	414
たな卸資産の増加額		1,322	272
仕入債務の増減額		5,428	3,977
未払金及び未払費用の増減額		1,890	620
その他流動負債の増減額		3,384	2,974
その他流動資産の減少額		1,904	420
その他		702	150
小計		16,506	16,797
利息及び配当金の受取額		2,634	1,265
利息の支払額		439	1,144
法人税等の支払額		2,670	1,735
営業活動によるキャッシュ・フロー		16,030	15,183
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の増減額		144	95
有形固定資産の取得による支出		8,966	10,459
有形固定資産の売却による収入		1,695	29
無形固定資産の取得による支出		30,638	104
投資有価証券の取得による支出		2,127	1,335
投資有価証券の売却による収入		79	3
子会社株式の取得による支出		0	1
子会社株式の売却による収入		309	
貸付による支出		74	59
貸付金の回収による収入		144	71
その他		221	37
投資活動によるキャッシュ・フロー		39,500	11,798

		前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入		9,127	8,890
短期借入金の返済による支出		11,233	7,233
長期借入れによる収入		35,000	
長期借入金の返済による支出		53	1,195
コマーシャルペーパーの償還による支出		233	
単元未満自己株式の売買による収入 及び支出		73	285
自己株式の処分による収入		266	74
配当金の支払額		2,694	2,698
少数株主への配当金の支払額		259	242
財務活動によるキャッシュ・フロー		29,844	2,689
現金及び現金同等物に係る換算差額		62	815
現金及び現金同等物の増減額		6,437	121
現金及び現金同等物の期首残高		26,782	33,219
現金及び現金同等物の期末残高		33,219	33,098

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社は21社であります。 連結子会社名は、「第1 企業の概況」の4 関係会社の状況に記載しているため省略しました。 なお、ライオンエコケミカルズ有限公司については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、ライオンマコーミック(株)は当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社はイースタンシリケート(株)等であります。 なお、非連結子会社4社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の連結財務諸表に与える影響が軽微なため連結の範囲から除外しております。</p> <p>(3)</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社は22社であります。 連結子会社名は、「第1 企業の概況」の4 関係会社の状況に記載しているため省略しました。 なお、(株)イシューについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社はイースタンシリケート(株)等であります。 なお、非連結子会社4社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の連結財務諸表に与える影響が軽微なため連結の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 台湾獅王化工股? 有限公司 台湾獅王貿易股? 有限公司 子会社としなかった理由 当該会社2社は解散決議をしており、清算過程において一時的に議決権の過半数を所有したものであり、かつ実質的にも支配していないためであります。</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数は2社であります。 主要な会社等の名称 イースタンシリケート(株) なお、泰国獅王企業有限公司の子会社であるカナガタ(タイランド)(株)は株式譲渡により子会社に該当しなくなったため、持分法の適用の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数は9社であります。 主要な会社等の名称 ライオン・アクゾ(株) カルプ工業(株) なお、パシフィックソーブマニュファクチャリング有限公司ならびに泰国獅王企業有限公司の関連会社であるライオンサービス(株)2社の重要性が高まったことから、持分法適用の範囲に含めております。また、プリストルマイヤーズ・ライオン(株)は当連結会計年度において清算終了したため、持分法の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 イフケミカルズ(株) 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p> <p>(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該持分法適用会社の事業年度にかかる財務諸表を基礎として持分法を適用しております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数は2社であります。 主要な会社等の名称 イースタンシリケート(株)</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数は9社であります。 主要な会社等の名称 ライオン・アクゾ(株) カルプ工業(株)</p> <p>(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 イフケミカルズ(株) 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p> <p>(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該持分法適用会社の事業年度にかかる財務諸表を基礎として持分法を適用しております。</p>
<p>前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)</p>

<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は12月31日(連結決算日)であります。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 a 満期保有目的の債券...償却原価法(定額法) b その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法 デリバティブ.....時価法 たな卸資産 商品・製品.....主として先入先出法による原価法 原材料・仕掛品・貯蔵品...主として移動平均法による原価法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 原則として定率法を採用しておりますが、一部の連結子会社では定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3年～50年 機械装置及び運搬具 7年、9年、11年 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 提出会社及び国内連結子会社においては、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。 返品調整引当金 商品・製品の当連結会計年度末日後の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。 販売促進引当金 当連結会計年度の売上にかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当連結会計年度の売上にかかわる割戻金等の支払見込額を計上しております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 a 満期保有目的の債券...同左 b その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 デリバティブ.....同左 たな卸資産 商品・製品.....同左 原材料・仕掛品・貯蔵品...同左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 同左 無形固定資産 同左 (3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左 返品調整引当金 同左 販売促進引当金 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>なお、提出会社においては、株式報酬型ストックオプションの導入に伴い、平成18年3月30日以降新たな引当を停止しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>役員賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)						
<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">ヘッジ手段</td> <td style="text-align: center; width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">ヘッジ対象</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">為替予約</td> <td style="text-align: center;">外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金利スワップ</td> <td style="text-align: center;">借入金の金利</td> </tr> </table> <p>ヘッジ方針 主として社内管理制度に基づき、提出会社経理部及び各子会社管理部門にて為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約	外貨建予定取引	金利スワップ	借入金の金利	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>(7) 消費税等の会計処理方法 同左</p>
ヘッジ手段	ヘッジ対象						
為替予約	外貨建予定取引						
金利スワップ	借入金の金利						
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。</p>	<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>						
<p>6 のれんの償却に関する事項 のれんの償却については、合理的に見積り可能なものはその見積り年数(10年)で均等償却し、重要性の乏しいものについては発生時に償却しております。</p>	<p>6 のれんの償却に関する事項 同左</p>						
<p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>						

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>(連結損益計算書) 前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示してありました「関係会社株式売却益」については、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前連結会計年度の「関係会社株式売却益」は、706百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書) 前連結会計年度まで営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示してありました「その他流動負債の増減額」及び「その他流動資産の増減額」については、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前連結会計年度の「その他流動負債の増減額」は、101百万円、「その他流動資産の増減額」は、246百万円であります。</p>	

追加情報

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
	<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に達した連結会計年度の翌会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比べ、売上原価が667百万円、販売費及び一般管理費が131百万円増加し、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ799百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年12月31日)		当連結会計年度 (平成20年12月31日)	
1 非連結子会社及び関連会社に関するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 5,248百万円		1 非連結子会社及び関連会社に関するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 4,365百万円	
2 担保に供している資産は次のとおりであります。 (単位:百万円)		2 担保に供している資産は次のとおりであります。 (単位:百万円)	
現金及び預金	688	現金及び預金	143
土地	315	土地	247
建物及び構築物	1,592	建物及び構築物	954
機械装置及び運搬具	632	機械装置及び運搬具	374
合計	3,228	合計	1,720
担保付債務は次のとおりであります。		担保付債務は次のとおりであります。	
短期借入金	140	短期借入金	110
支払手形及び買掛金他	335	支払手形及び買掛金他	125
合計	476	合計	235
3 輸出手形買取未決済高	18百万円	3 輸出手形買取未決済高	18百万円
4 偶発債務		4 偶発債務	
保証先	保証債務額	保証先	保証債務額
	金額(百万円)		金額(百万円)
ピーティーライオン ウイングス	2,324	ピーティーライオン ウイングス	1,966
その他関係会社	1	その他関係会社2社	7
その他	1	その他	62
従業員	429	従業員	302
計	2,757	計	2,339
(注) 上記保証債務は、保証先の借入金及びリース債務に対するものであります。		(注) 上記保証債務は、保証先の借入金及びリース債務に対するものであります。	
5 当連結会計年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。		5 当連結会計年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。	
受取手形	2,222百万円	受取手形	1,999百万円
支払手形	1,031百万円	支払手形	733百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
1 一般管理費に含まれる研究開発費は、8,745百万円 であります。なお、当期製造費用に含まれる研究開 発費はありません。	1 一般管理費に含まれる研究開発費は、8,522百万円 であります。なお、当期製造費用に含まれる研究開 発費はありません。
2 このうち主なものは、次のとおりであります。 名古屋ライオンビル売却益 1,062百万円	2
3 このうち主なものは、次のとおりであります。 機械装置及び運搬具処分損 174百万円	3 このうち主なものは、次のとおりであります。 機械装置及び運搬具処分損 148百万円
4 「バルサン 飛ぶ虫氷殺ジェット」及び「バルサン 這う虫氷殺ジェット」の自主回収を行ったこと に伴い発生した、社告、回収、返金、廃棄等の諸費用 を計上しております。	4
5 当連結会計年度において、重要な減損損失はありま せん。	5 同左

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	299,115,346			299,115,346

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,974,638	235,834	654,182	28,556,290

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り請求による増加 235,834株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 130,938株

ストックオプションの行使による減少 523,244株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成18年3月30日決議信託型 ライツプラン新株予約権	普通株式	600,000,000			600,000,000	
提出会社	ストックオプションとしての 新株予約権						74
合計			600,000,000			600,000,000	74

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年2月9日 取締役会	普通株式	1,350	5.00	平成18年12月31日	平成19年3月5日
平成19年7月31日 取締役会	普通株式	1,352	5.00	平成19年6月30日	平成19年9月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年2月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,352	5.00	平成19年12月31日	平成20年3月5日

当連結会計年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	299,115,346			299,115,346

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,556,290	702,886	424,171	28,835,005

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り請求による増加 702,886株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 157,787株

ストックオプションの行使による減少 266,384株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成18年3月30日決議信託型 ライツプラン新株予約権	普通株式	600,000,000			600,000,000	
提出会社	ストックオプションとしての 新株予約権						109
合計			600,000,000			600,000,000	109

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年2月7日 取締役会	普通株式	1,352	5.00	平成19年12月31日	平成20年3月5日
平成20年8月4日 取締役会	普通株式	1,354	5.00	平成20年6月30日	平成20年9月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年2月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,351	5.00	平成20年12月31日	平成21年3月4日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(単位：百万円)</div> 現金及び預金勘定 32,647 有価証券勘定 923 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 350 合計 <u>33,219</u>	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(単位：百万円)</div> 現金及び預金勘定 33,318 有価証券勘定 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 219 合計 <u>33,098</u>

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)					当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記				
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額					1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				
	機械装置 及び運搬具 (百万円)	有形固定 資産 「その他」 (百万円)	無形 固定資産 (百万円)	計 (百万円)		機械装置 及び運搬具 (百万円)	有形固定 資産 「その他」 (百万円)	無形 固定資産 (百万円)	計 (百万円)
取得価額相当額	113	1,415	159	1,687	取得価額相当額	112	1,477	91	1,681
減価償却累計額相当額	47	756	111	916	減価償却累計額相当額	61	755	67	884
期末残高相当額	65	658	47	771	期末残高相当額	51	722	23	797
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。					なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				
2 未経過リース料期末残高相当額					2 未経過リース料期末残高相当額				
1年以内				295百万円	1年以内				297百万円
1年超				476	1年超				499
合計				771	合計				797
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。					なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				
3 支払リース料及び減価償却費相当額					3 支払リース料及び減価償却費相当額				
支払リース料				364百万円	支払リース料				356百万円
減価償却費相当額				364	減価償却費相当額				356
4 減価償却費相当額の算定方法					4 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。					リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				
(減損損失について)					(減損損失について)				
リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。					リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。				

[次へ](#)

(有価証券関係)

(前連結会計年度)

(1) その他有価証券で時価のあるもの(平成19年12月31日)

種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	8,354	14,993	6,638
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	4,115	3,409	706
合計	12,470	18,402	5,932

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
79	8	65

(3) 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年12月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	1,404

(4) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成19年12月31日)

種類	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
満期保有目的の債券 地方債			2	
コマーシャルペーパー	923			
小計	923		2	
合計	923		2	

(注) 提出会社及び国内連結子会社は、減損処理にあたり、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(当連結会計年度)

(1) その他有価証券で時価のあるもの(平成20年12月31日)

種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	6,459	9,499	3,039
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	5,347	4,153	1,193
合計	11,806	13,652	1,846

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
3	2	

(3) 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年12月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	1,236

(4) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成20年12月31日)

種類	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
満期保有目的の債券 地方債		1		
小計		1		
合計		1		

(注)提出会社及び国内連結子会社は、減損処理にあたり、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>1 取引の内容及び利用目的 通常の外貨建取引の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。また、調達資金の金利変動リスクを軽減する為、金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>2 取引に対する取組方針 借入金の残高、外貨建債権債務の残高及び通常の外貨建取引に係る実績等を踏まえ、必要な範囲内でデリバティブ取引を利用することとしております。なお、投機目的の為のデリバティブ取引は利用しない方針であります。</p> <p>3 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しており、また金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の金融機関等である為、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>4 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理は、社内管理制度に基づき提出会社経理部及び各子会社管理部門にて行っております。</p>	<p>1 取引の内容及び利用目的 同左</p> <p>2 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>4 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

2 取引の時価等に関する事項

(前連結会計年度)

ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いているため、該当事項はありません。

(当連結会計年度)

ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いているため、該当事項はありません。

[次へ](#)

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

提出会社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、割増退職金等を支払う場合があります。

主な制度としては、提出会社が加入するライオン企業年金基金、国内連結子会社4社が加入する適格退職年金制度があります。また、退職一時金制度は提出会社のほかに9社が有しております。

なお、提出会社においては退職給付信託を設定しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成19年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成20年12月31日) (百万円)
イ 退職給付債務	68,568	67,425
ロ 年金資産	61,583	42,966
ハ 未積立退職給付債務(イ + ロ)	6,985	24,459
ニ 未認識数理計算上の差異	83	21,475
ホ 未認識過去勤務債務(債務の減額)	2,037	509
ヘ 連結貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ)	8,939	3,493
ト 前払年金費用	13,954	18,163
チ 退職給付引当金(ヘ - ト)	22,893	21,657

前連結会計年度
(平成19年12月31日)

(注) 1 提出会社が加入するライオン企業年金基金及び提出会社が有する退職一時金制度については原則法を採用し、連結子会社4社が加入する適格年金及び連結子会社9社が有する退職一時金制度については簡便法を採用しております。

当連結会計年度
(平成20年12月31日)

(注) 1 同左

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日) (百万円)
イ 勤務費用(注) 1	2,210	1,974
ロ 利息費用	1,663	1,624
ハ 期待運用収益	1,006	1,084
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	402	181
ホ 過去勤務債務の費用処理額	1,528	1,528
ヘ 確定拠出年金への掛金拠出額	76	69
ト 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	1,013	1,238

前連結会計年度
(自 平成19年1月1日
至 平成19年12月31日)

当連結会計年度
(自 平成20年1月1日
至 平成20年12月31日)

(注) 1 簡便法を採用している場合の退職給付費用は「イ 勤務費用」に計上しております。

(注) 1 同左

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
ロ 割引率	2.5%	2.5%
ハ 期待運用収益率(注) 1	2.0%	2.0%
ニ 数理計算上の差異の処理年数(注) 2	15年	15年
ホ 過去勤務債務の処理年数(注) 3	5年	5年

前連結会計年度
(自 平成19年1月1日
至 平成19年12月31日)

当連結会計年度
(自 平成20年1月1日
至 平成20年12月31日)

(注) 1 退職給付信託については、予想配当利回りとしております。

(注) 1 同左

2 発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

2 同左

3 発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生年度から費用処理しております。

3 同左

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年12月31日)	当連結会計年度 (平成20年12月31日)																																																																		
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">40</td></tr> <tr><td>返品調整引当金否認額</td><td style="text-align: right;">482</td></tr> <tr><td>販売促進引当金否認額</td><td style="text-align: right;">113</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">11,025</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認額</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>のれん償却超過額</td><td style="text-align: right;">1,039</td></tr> <tr><td>減損損失否認額</td><td style="text-align: right;">21</td></tr> <tr><td>未払事業税・事業所税</td><td style="text-align: right;">138</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">5,931</td></tr> <tr><td>たな卸資産・固定資産の未実現利益</td><td style="text-align: right;">274</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,792</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の合計</td><td style="text-align: right;">21,865</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>租税特別措置法における積立金・準備金</td><td style="text-align: right;">1,941</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益否認額</td><td style="text-align: right;">5,662</td></tr> <tr><td>海外関係会社留保利益の配当に伴う一時差異</td><td style="text-align: right;">449</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">2,300</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の合計</td><td style="text-align: right;">10,354</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 11,510</p> <p>(注) 流動負債のその他の中に繰延税金負債10百万円、固定負債のその他の中に繰延税金負債 1,334百万円が含まれております。</p>	貸倒引当金損金算入限度超過額	40	返品調整引当金否認額	482	販売促進引当金否認額	113	退職給付引当金損金算入限度超過額	11,025	役員退職慰労引当金否認額	5	のれん償却超過額	1,039	減損損失否認額	21	未払事業税・事業所税	138	繰越欠損金	5,931	たな卸資産・固定資産の未実現利益	274	その他	2,792	繰延税金資産の合計	21,865	租税特別措置法における積立金・準備金	1,941	退職給付信託設定益否認額	5,662	海外関係会社留保利益の配当に伴う一時差異	449	その他有価証券評価差額金	2,300	繰延税金負債の合計	10,354	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td>返品調整引当金否認額</td><td style="text-align: right;">421</td></tr> <tr><td>販売促進引当金否認額</td><td style="text-align: right;">88</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">8,861</td></tr> <tr><td>のれん償却超過額</td><td style="text-align: right;">519</td></tr> <tr><td>減損損失否認額</td><td style="text-align: right;">47</td></tr> <tr><td>未払事業税・事業所税</td><td style="text-align: right;">152</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">6,873</td></tr> <tr><td>たな卸資産・固定資産の未実現利益</td><td style="text-align: right;">321</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,855</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の合計</td><td style="text-align: right;">20,155</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>租税特別措置法における積立金・準備金</td><td style="text-align: right;">1,894</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益否認額</td><td style="text-align: right;">5,582</td></tr> <tr><td>海外関係会社留保利益の配当に伴う一時差異</td><td style="text-align: right;">331</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">726</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の合計</td><td style="text-align: right;">8,534</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 11,621</p> <p>(注) 流動負債のその他の中に繰延税金負債10百万円、固定負債のその他の中に繰延税金負債 1,296百万円が含まれております。</p>	貸倒引当金損金算入限度超過額	13	返品調整引当金否認額	421	販売促進引当金否認額	88	退職給付引当金損金算入限度超過額	8,861	のれん償却超過額	519	減損損失否認額	47	未払事業税・事業所税	152	繰越欠損金	6,873	たな卸資産・固定資産の未実現利益	321	その他	2,855	繰延税金資産の合計	20,155	租税特別措置法における積立金・準備金	1,894	退職給付信託設定益否認額	5,582	海外関係会社留保利益の配当に伴う一時差異	331	その他有価証券評価差額金	726	繰延税金負債の合計	8,534
貸倒引当金損金算入限度超過額	40																																																																		
返品調整引当金否認額	482																																																																		
販売促進引当金否認額	113																																																																		
退職給付引当金損金算入限度超過額	11,025																																																																		
役員退職慰労引当金否認額	5																																																																		
のれん償却超過額	1,039																																																																		
減損損失否認額	21																																																																		
未払事業税・事業所税	138																																																																		
繰越欠損金	5,931																																																																		
たな卸資産・固定資産の未実現利益	274																																																																		
その他	2,792																																																																		
繰延税金資産の合計	21,865																																																																		
租税特別措置法における積立金・準備金	1,941																																																																		
退職給付信託設定益否認額	5,662																																																																		
海外関係会社留保利益の配当に伴う一時差異	449																																																																		
その他有価証券評価差額金	2,300																																																																		
繰延税金負債の合計	10,354																																																																		
貸倒引当金損金算入限度超過額	13																																																																		
返品調整引当金否認額	421																																																																		
販売促進引当金否認額	88																																																																		
退職給付引当金損金算入限度超過額	8,861																																																																		
のれん償却超過額	519																																																																		
減損損失否認額	47																																																																		
未払事業税・事業所税	152																																																																		
繰越欠損金	6,873																																																																		
たな卸資産・固定資産の未実現利益	321																																																																		
その他	2,855																																																																		
繰延税金資産の合計	20,155																																																																		
租税特別措置法における積立金・準備金	1,894																																																																		
退職給付信託設定益否認額	5,582																																																																		
海外関係会社留保利益の配当に伴う一時差異	331																																																																		
その他有価証券評価差額金	726																																																																		
繰延税金負債の合計	8,534																																																																		
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <p>法定実効税率 40.7</p> <p>持分法投資利益 1.3</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 2.9</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 1.3</p> <p>繰越欠損により控除される税金等調整前当期純利益 0.6</p> <p>住民税均等割等 1.0</p> <p>繰延税金資産を計上していない未実現利益 0.7</p> <p>投資有価証券評価損等スケジューリング不能な項目 8.9</p> <p>その他 3.2</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.4</p>																																																																		

[前△](#) [次△](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

1 スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費

給料諸手当 27百万円

その他 46百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年3月29日	平成14年3月28日	平成15年3月28日	平成16年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役20名、当社従業員411名	当社取締役9名、当社従業員46名	当社従業員38名	当社取締役11名、当社監査役4名、当社従業員1,005名、子会社取締役8名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式5,288,000	普通株式528,000	普通株式304,000	普通株式8,092,000
付与日	平成14年1月7日	平成14年6月10日	平成15年4月14日	平成16年4月15日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成16年3月1日至平成20年2月29日	自平成17年3月1日至平成20年2月29日	自平成18年3月1日至平成20年2月29日	自平成19年4月1日至平成21年3月31日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員127名	当社取締役8名、当社従業員106名	当社取締役11名、当社監査役4名、当社従業員(執行役員)10名	当社取締役(社外取締役除く)9名、当社従業員(執行役員)10名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式628,000	普通株式950,000	普通株式129,753	普通株式149,619
付与日	平成17年4月14日	平成18年4月13日	平成18年3月31日	平成19年4月16日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成20年4月1日至平成21年3月31日	自平成20年4月1日至平成21年3月31日	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内で、当社取締役会において決定する。

(注)1 株式数に換算して記載しております。

- 2 当社の役員等に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年3月29日	平成14年3月28日	平成15年3月28日	平成16年3月30日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	1,364,000	215,000	184,000	8,092,000
権利確定(株)				
権利行使(株)	366,000	32,000	40,000	73,000
失効(株)				
未行使残(株)	998,000	183,000	144,000	8,019,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成19年3月29日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				149,619
失効(株)				
権利確定(株)				149,619
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	628,000	950,000	129,753	
権利確定(株)				149,619
権利行使(株)			12,244	
失効(株)				
未行使残(株)	628,000	950,000	117,509	149,619

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年3月29日	平成14年3月28日	平成15年3月28日	平成16年3月30日
権利行使価格(円)	500	491	496	651
行使時平均株価(円)	649	628	641	684
公正な評価単価(付与日)(円) (注)				

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成19年3月29日
権利行使価格(円)	635	790	1	1
行使時平均株価(円)			704	
公正な評価単価(付与日)(円) (注)				654

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションについては記載しておりません。

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりである。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年3月29日
株価変動性(注)1	24.3%
予想残存期間(注)2	6年
予想配当(注)3	10円/株
無リスク利率(注)4	1.339%

(注)1 6年(平成13年4月16日から平成19年4月16日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 平成18年12月期中間及び平成18年12月期末の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日）

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費
給料諸手当 29百万円
その他 49百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年 3月29日	平成14年 3月28日	平成15年 3月28日	平成16年 3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役20名、当社従業員411名	当社取締役 9名、当社従業員46名	当社従業員38名	当社取締役11名、当社監査役 4名、当社従業員1,005名、子会社取締役 8名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式5,288,000	普通株式 528,000	普通株式 304,000	普通株式8,092,000
付与日	平成14年 1月 7日	平成14年 6月10日	平成15年 4月14日	平成16年 4月15日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年 3月 1日 至 平成20年 2月29日	自 平成17年 3月 1日 至 平成20年 2月29日	自 平成18年 3月 1日 至 平成20年 2月29日	自 平成19年 4月 1日 至 平成21年 3月31日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年 3月30日	平成18年 3月30日	平成18年 3月30日	平成19年 3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員127名	当社取締役 8名、当社従業員106名	当社取締役11名、当社監査役 4名、当社従業員(執行役員)10名	当社取締役(社外取締役除く) 9名、当社従業員(執行役員)10名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 628,000	普通株式 950,000	普通株式 129,753	普通株式 149,619
付与日	平成17年 4月14日	平成18年 4月13日	平成18年 3月31日	平成19年 4月16日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	平成18年 4月 1日から平成48年 3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	平成19年 4月16日から平成49年 4月15日までの期間内で、当社取締役会において決定する。

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年12月28日	平成20年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員(執行役員)6名	当社取締役(社外取締役除く)9名、当社従業員(執行役員)9名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 6,133	普通株式 143,771
付与日	平成20年1月17日	平成20年4月15日
権利確定条件	(注)3	(注)4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年1月17日から平成50年1月16日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 当社の役員等に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

3 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときは除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。

この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 取締役

当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

執行役員

当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときは除く。)し、その地位を喪失した日又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。

この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年3月29日	平成14年3月28日	平成15年3月28日	平成16年3月30日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	998,000	183,000	144,000	8,019,000
権利確定(株)				
権利行使(株)	118,000	16,000	16,000	
失効(株)	880,000	167,000	128,000	
未行使残(株)				8,019,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成19年3月29日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	628,000	950,000	117,509	149,619
権利確定(株)				
権利行使(株)			49,766	64,801
失効(株)				
未行使残(株)	628,000	950,000	67,743	84,818

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年12月28日	平成20年3月28日
権利確定前		
期首(株)		
付与(株)	6,133	143,771
失効(株)		
権利確定(株)	6,133	143,771
未確定残(株)		
権利確定後		
期首(株)		
権利確定(株)	6,133	143,771
権利行使(株)	1,817	
失効(株)		
未行使残(株)	4,316	143,771

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年3月29日	平成14年3月28日	平成15年3月28日	平成16年3月30日
権利行使価格(円)	500	491	496	651
行使時平均株価(円)	492	491	491	
公正な評価単価(付与日)(円) (注)				

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成19年3月29日
権利行使価格(円)	635	790	1	1
行使時平均株価(円)			497	497
公正な評価単価(付与日)(円) (注)				654

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年12月28日	平成20年3月28日
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	498	
公正な評価単価(付与日)(円) (注)	450	441

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションについては記載していません。

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりである。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

会社名	(a) 提出会社	(b) 提出会社
決議年月日	平成19年12月28日	平成20年3月28日
株価変動性(注)1	24.3%	24.7%
予想残存期間(注)2	6年	6年
予想配当(注)3	10円/株	10円/株
無リスク利率(注)4	0.941%	0.889%

(注)1 (a) 6年(平成14年1月16日から平成20年1月16日まで)の株価実績に基づき算定しております。

(b) 6年(平成14年4月15日から平成20年4月15日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 (a) 平成18年12月期期末及び平成19年12月期中間の配当実績によっております。

(b) 平成19年12月期中間及び平成19年12月期期末の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

	ヘルスケア 事業 (百万円)	ハウスホー ルド事業 (百万円)	化学品 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	135,461	168,448	32,445	5,360	341,717		341,717
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	15	6	8,388	8,734	17,144	(17,144)	
計	135,476	168,455	40,834	14,094	358,861	(17,144)	341,717
営業費用	130,062	165,331	40,998	13,591	349,983	(17,171)	332,811
営業利益又は営業損失()	5,414	3,123	163	503	8,878	26	8,905
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出							
資産	111,223	83,651	44,775	5,007	244,657	34,489	279,147
減価償却費	4,907	4,461	893	146	10,408	182	10,590
減損損失	7	66			74		74
資本的支出	32,994	4,523	1,404	76	38,998	284	39,282

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

事業区分は製品及び販売市場等の類似性等を考慮の上、行っております。

(ヘルスケア事業) 歯磨、歯刷子、ハンドソープ、鎮痛解熱剤、点眼剤、栄養ドリンク剤、殺虫剤

(ハウスホールド事業) 洗濯用洗剤、台所用洗剤、柔軟剤、住居用洗剤、漂白剤

(化学品事業) 界面活性剤、脂肪酸窒素化合物

(その他の事業) 建設請負、不動産管理、輸送保管

2 事業区分の変更

当連結会計年度より、従来「家庭品事業」、「薬品事業」、「化学品事業」、「その他の事業」としてきたセグメントを「ヘルスケア事業」、「ハウスホールド事業」、「化学品事業」、「その他の事業」として変更しております。なお、「化学品事業」、「その他の事業」については従来どおり変更はありません。

従来の薬品事業においては鎮痛解熱剤、点眼剤、外用消炎剤のほか歯槽膿漏薬、義歯安定剤や「冷えピタ」「休足時間」、また平成16年末に取得した殺虫剤など従来の家庭品事業に近い製品分野の拡大が事業構造、収益構造に大きく影響してきました。また家庭品事業と薬品事業の融合によって生まれた「メディカルヘルスケア」を平成18年末に家庭品事業に導入いたしました。

このように、従来の「家庭品事業」、「薬品事業」の垣根が低くなる中、当社は日用品、一般用医薬品、機能性食品の3つの大きな市場を融合させた市場を「新・快適生活産業」と位置づけ、この市場を新しい観点から区分しました。

身体、健康(口腔、毛髪、皮膚等)を対象として使用する剤、用具ならびに内服薬等をあつかう「ヘルスケア事業」、生活空間(衣類、住空間、什器等)を対象として使用する剤・用具等をあつかう「ハウスホールド事業」と分類しセグメントを認識することが当社のセグメント別の経営成績の実情をより適正に反映させると判断し、当連結会計年度に実施した管理上の組織変更にあわせて、この区分に変更しております。

なお、従来の方法によった場合は以下のとおりであります。

(従来の方法)

	家庭品事業 (百万円)	薬品事業 (百万円)	化学品事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	257,537	46,373	32,445	5,360	341,717		341,717
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	8		8,388	8,734	17,131	(17,131)	
計	257,545	46,373	40,834	14,094	358,848	(17,131)	341,717
営業費用	249,765	45,325	40,998	13,591	349,679	(16,868)	332,811
営業利益又は営業損失()	7,779	1,048	163	503	9,168	(262)	8,905
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出							
資産	124,217	71,304	44,775	5,007	245,305	33,842	279,147
減価償却費	6,644	2,724	893	146	10,408	182	10,590
減損損失	74				74		74
資本的支出	6,720	30,797	1,404	76	38,998	284	39,282

- 3 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は40,415百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係わる資産及び繰延税金資産であります。

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

	ヘルスケア 事業 (百万円)	ハウスホー ルド事業 (百万円)	化学品 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	136,384	163,541	31,474	6,836	338,236		338,236
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	15	10	10,703	5,224	15,953	(15,953)	
計	136,399	163,552	42,178	12,060	354,190	(15,953)	338,236
営業費用	128,471	162,827	42,783	11,819	345,900	(15,941)	329,959
営業利益又は営業損失()	7,928	725	605	241	8,289	(12)	8,277
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出							
資産	106,465	84,704	41,943	4,609	237,722	29,715	267,438
減価償却費	6,788	4,411	939	121	12,260	183	12,444
減損損失	14	64			78		78
資本的支出	3,713	3,711	3,555	360	11,341	375	11,717

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

事業区分は製品及び販売市場等の類似性等を考慮の上、行っております。

(ヘルスケア事業) 歯磨、歯刷子、ハンドソープ、鎮痛解熱剤、点眼剤、栄養ドリンク剤、殺虫剤

(ハウスホールド事業) 洗濯用洗剤、台所用洗剤、柔軟剤、住居用洗剤、漂白剤

(化学品事業) 界面活性剤、脂肪酸窒素化合物

(その他の事業) 建設請負、不動産管理、輸送保管

2 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は40,269百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係わる資産及び繰延税金資産であります。

3 追加情報

有形固定資産の減価償却の方法

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この結果、従来の方法に比べ、ヘルスケア事業は営業費用が297百万円増加、営業利益が同額減少、ハウスホールド事業は営業費用が317百万円増加、営業利益が同額減少、化学品事業は営業費用及び営業損失が182百万円増加しております。なお、その他の事業の営業費用及び営業利益に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	286,759	54,957	341,717		341,717
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	921	1,523	2,444	(2,444)	
計	287,680	56,480	344,161	(2,444)	341,717
営業費用	280,309	55,327	335,636	(2,825)	332,811
営業利益	7,371	1,153	8,524	380	8,905
資産	219,890	28,242	248,132	31,015	279,147

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
アジア...中国、韓国、タイ
3 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は40,415百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係わる資産及び繰延税金資産であります。

当連結会計年度(自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	290,241	47,995	338,236		338,236
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	974	1,427	2,401	(2,401)	
計	291,215	49,422	340,638	(2,401)	338,236
営業費用	283,525	48,820	332,346	(2,386)	329,959
営業利益	7,689	602	8,292	(14)	8,277
資産	215,643	21,539	237,183	30,254	267,438

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
アジア...中国、韓国、タイ
3 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は40,269百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係わる資産及び繰延税金資産であります。
4 追加情報
有形固定資産の減価償却の方法
「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。
この結果、従来の方法に比べ、日本の営業費用が799百万円増加し、営業利益が同額減少しております。
なお、日本以外のセグメントに与える影響はありません

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

	アジア	その他	計
1 海外売上高(百万円)	56,317	2,984	59,302
2 連結売上高(百万円)			341,717
3 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	16.5	0.9	17.4

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア...中国、韓国、タイ
 (2) その他...欧州、北米、その他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

	アジア	その他	計
1 海外売上高(百万円)	50,117	2,926	53,043
2 連結売上高(百万円)			338,236
3 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.8	0.9	15.7

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア...中国、韓国、タイ
 (2) その他...欧州、北米、その他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (名)	事業上の 関係				
関連 会社	ライオン・ アクゾ(株)	三重県 四日市市	1,000	脂肪酸窒素 誘導体等の 製造販売	直接 50.0	兼任 2 出向 3	脂肪酸窒 素誘導体 等の購入	脂肪酸窒素 誘導体等の 購入	5,884	買掛金	2,492

(注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方法等

取引金額については、原則として市場価格、取引先の総原価及び当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。

2 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、債務の金額には消費税等を含んでおります。

当連結会計年度(自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (名)	事業上の 関係				
関連 会社	ライオン・ アクゾ(株)	三重県 四日市市	1,000	脂肪酸窒素 誘導体等の 製造販売	直接 50.0	兼任 2 出向 3	脂肪酸窒 素誘導体 等の購入	脂肪酸窒素 誘導体等の 購入	5,987	買掛金	2,787

(注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方法等

取引金額については、原則として市場価格、取引先の総原価及び当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。

2 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、債務の金額には消費税等を含んでおります。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり純資産額	382円80銭	1株当たり純資産額	362円02銭
1株当たり当期純利益	20円06銭	1株当たり当期純利益	11円23銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	20円02銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	11円22銭

算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (平成19年12月31日)	当連結会計年度末 (平成20年12月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	107,540	100,574
普通株式に係る純資産額(百万円)	103,570	97,847
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	74	109
少数株主持分	3,894	2,617
普通株式の発行済株式数(千株)	299,115	299,115
普通株式の自己株式数(千株)	28,556	28,835
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	270,559	270,280

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	5,423	3,040
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	5,423	3,040
普通株式の期中平均株式数(千株)	270,386	270,644
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	584	290
(うちストックオプション)(千株)	(584)	(290)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含めなかった潜在株式の 概要	平成16年3月30日定時株主総会決議 ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 8,019千株 平成17年3月30日定時株主総会決議 ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 628千株 平成18年3月30日定時株主総会決議 ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 950千株	同左

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,463	6,213	2.95	
1年以内に返済予定の長期借入金	1,150	8,300	1.28	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	47,397	39,050	2.10	平成22年1月～ 平成26年7月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他有利子負債 長期預り金 (固定負債「その他」)	3,406	3,439	2.40	
合計	57,417	57,002		

(注) 1 平均利率の算定については、借入金の平均残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金 (百万円)	6,050	6,050	2,300	2,300

3 その他有利子負債の「長期預り金」は、取引先からの信託金であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	第147期 (平成19年12月31日)		第148期 (平成20年12月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金		28,729		31,716		
2 受取手形	1 2	8,321		6,546		
3 売掛金	1	40,600		40,748		
4 商品		5,818		6,012		
5 製品		7,838		8,680		
6 原材料		1,756		1,802		
7 仕掛品		540		745		
8 貯蔵品		804		643		
9 前払費用		394		383		
10 繰延税金資産		2,284		2,061		
11 その他	1	1,561		1,156		
12 貸倒引当金		859		35		
流動資産合計		97,791	40.0	100,464	41.7	
固定資産						
(1) 有形固定資産						
1 建物		37,934		38,892		
減価償却累計額		26,964	10,970	27,816	11,075	
2 構築物		6,279		6,277		
減価償却累計額		4,993	1,286	5,137	1,139	
3 機械及び装置		88,596		89,417		
減価償却累計額		74,829	13,767	77,666	11,750	
4 車輛及び運搬具		378		387		
減価償却累計額		319	59	337	50	
5 工具器具及び備品		15,152		15,385		
減価償却累計額		12,864	2,288	13,197	2,187	
6 土地			10,622		10,622	
7 建設仮勘定			56		1,828	
有形固定資産合計			39,050		38,654	16.0

区分	注記 番号	第147期 (平成19年12月31日)		第148期 (平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(2) 無形固定資産					
1 特許権		284		226	
2 商標権		34,633		30,718	
3 ソフトウェア		869		584	
4 その他		52		47	
無形固定資産合計		35,839	14.7	31,577	13.1
(3) 投資その他の資産					
1 投資有価証券		18,956		14,226	
2 関係会社株式		20,230		19,921	
3 関係会社出資金		663		663	
4 長期貸付金		95		85	
5 関係会社長期貸付金		7,450		6,950	
6 長期前払費用		174		215	
7 前払年金費用		13,954		18,163	
8 繰延税金資産		9,665		9,656	
9 その他		535		516	
10 貸倒引当金		42		33	
投資その他の資産合計		71,684	29.3	70,365	29.2
固定資産合計		146,575	60.0	140,597	58.3
資産合計		244,366	100.0	241,061	100
(負債の部)					
流動負債					
1 支払手形	1 2	999		1,196	
2 買掛金	1	36,472		39,460	
3 一年以内返済 長期借入金		1,150		8,300	
4 未払金	1	3,723		4,496	
5 未払費用	1	27,386		26,859	
6 未払法人税等		102		154	
7 預り金	1	11,160		9,214	
8 返品調整引当金		1,176		1,032	
9 販売促進引当金		278		216	
10 役員賞与引当金		82		60	
11 その他		30		62	
流動負債合計		82,563	33.8	91,054	37.8

区分	注記 番号	第147期 (平成19年12月31日)		第148期 (平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
固定負債					
1 長期借入金		47,350		39,050	
2 退職給付引当金		20,516		19,416	
3 役員退職慰労引当金		262		144	
4 長期預り金		2,800		2,859	
固定負債合計		70,929	29.0	61,470	25.5
負債合計		153,492	62.8	152,525	63.3
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		34,433	14.1	34,433	14.3
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		31,499		31,499	
(2) その他資本剰余金		6			
資本剰余金合計		31,505	12.9	31,499	13.1
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金		5,551		5,551	
(2) その他利益剰余金					
圧縮記帳積立金		752		701	
配当積立金		2,365		2,365	
研究開発積立金		830		830	
特別償却準備金		9			
別途積立金		18,280		18,280	
繰越利益剰余金		9,373		9,615	
利益剰余金合計		37,162	15.2	37,344	15.5
4 自己株式		15,727	6.4	15,868	6.6
株主資本合計		87,374	35.8	87,409	36.3
評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金		3,425		1,017	
評価・換算差額等合計		3,425	1.4	1,017	0.4
新株予約権		74	0.0	109	0.0
純資産合計		90,874	37.2	88,536	36.7
負債純資産合計		244,366	100.0	241,061	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	第147期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)			第148期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高							
1 商品売上高		109,116			102,362		
2 製品売上高		158,018	267,135	100.0	164,115	266,478	100.0
売上原価							
1 商品期首たな卸高		6,653			5,818		
2 当期商品仕入高	1	61,312			53,398		
合計		67,965			59,217		
3 他勘定振替高	2	3,101			2,927		
4 商品期末たな卸高		5,818			6,012		
5 商品売上原価			59,045			50,276	
6 製品期首たな卸高		7,891			7,838		
7 当期製品製造原価	1	64,086			68,323		
合計		71,978			76,162		
8 他勘定振替高	2	2,337			44		
9 製品期末たな卸高		7,838			8,680		
10 製品売上原価			61,802			67,437	
売上原価合計			120,847	45.2		117,714	44.2
売上総利益			146,287	54.8		148,763	55.8
11 返品調整引当金繰入額			1,176	0.4		1,032	0.4
12 返品調整引当金取崩額			894	0.3		1,176	0.4
差引売上総利益			146,005	54.7		148,907	55.9
販売費及び一般管理費							
1 販売奨励費		16,566			17,653		
2 販売促進引当金繰入額		278			216		
3 販売促進費		52,439			55,535		
4 運賃保管料		11,187			11,157		
5 広告宣伝費		19,191			17,590		
6 給料諸手当		8,280			8,303		
7 退職給付費用		177			196		
8 役員賞与引当金繰入額		82			60		
9 減価償却費		2,579			4,380		
10 研究開発費	3	8,171			8,008		
11 その他		22,347	140,947	52.8	20,798	143,901	54.0
営業利益			5,058	1.9		5,006	1.9

区分	注記 番号	第147期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)			第148期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
営業外収益							
1 受取利息		164			186		
2 有価証券利息		5			8		
3 受取配当金	1	5,067			2,643		
4 手数料収入	1	594			525		
5 雑益		409	6,241	2.3	252	3,615	1.4
営業外費用							
1 支払利息	1	717			1,131		
2 たな卸資産処分損		311			673		
3 為替差損					217		
4 雑損		99	1,128	0.4	8	2,031	0.8
経常利益			10,171	3.8		6,590	2.5
特別利益							
1 貸倒引当金戻入額		894	894	0.3	830	830	0.3
特別損失							
1 固定資産処分損	4	346			244		
2 投資有価証券評価損		365			2,016		
3 関係会社株式評価損		674			269		
4 減損損失	5	74			78		
5 製品回収関連費用	6	1,950					
6 投資有価証券売却損		65					
7 その他		70	3,547	1.3	73	2,682	1.0
税引前当期純利益			7,518	2.8		4,738	1.8
法人税、住民税及び 事業税		40			40		
法人税等調整額		2,390	2,431	0.9	1,788	1,829	0.7
当期純利益			5,087	1.9		2,908	1.1

製造原価明細書

区分	注記 番号	第147期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		第148期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		47,476	74.3	51,821	76.2
労務費		4,768	7.5	4,707	6.9
経費		11,632	18.2	11,504	16.9
(うち減価償却費)		(4,162)	(6.5)	(4,417)	(6.5)
(うち外注加工費)		(2,003)	(3.1)	(1,559)	(2.3)
(うち電力料)		(706)	(1.1)	(738)	(1.1)
(うち役務委託料)		(2,061)	(3.2)	(2,250)	(3.3)
当期総製造費用		63,877	100.0	68,033	100.0
期首仕掛品たな卸高		658		540	
他勘定よりの振替高		147		580	
計		64,684		69,154	
他勘定への振替高		56		85	
期末仕掛品たな卸高		540		745	
当期製品製造原価		64,086		68,323	

- (注) 1 労務費のうち、第147期は退職給付費用141百万円、第148期は退職給付費用148百万円であります。
2 原価計算の方法は組別工程別総合標準原価計算であり、期末において原価差額を調整しております。
原価差額配賦内訳は次のとおりであります。

配賦項目	第147期 (百万円)	第148期 (百万円)
製品売上原価	2,132	1,399
たな卸製品原価	250	282
その他	13	20

- 3 他勘定振替高の主なものは、製品勘定より仕掛品勘定への受入れ及び経費使用による払出しの額であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年12月31日残高(百万円)	34,433	31,499		31,499
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			6	6
圧縮記帳積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)			6	6
平成19年12月31日残高(百万円)	34,433	31,499	6	31,505

	株主資本									
	利益剰余金								自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余 金合計		
		圧縮記帳 積立金	配当積立 金	研究開発 積立金	特別償却 準備金	別途積立 金	繰越利益 剰余金			
平成18年12月31日残高(百万円)	5,551	812	2,365	830	19	18,280	6,918	34,777	15,913	84,797
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							2,702	2,702		2,702
当期純利益							5,087	5,087		5,087
自己株式の取得									147	147
自己株式の処分									334	340
圧縮記帳積立金の取崩		59					59			
特別償却準備金の取崩					9		9			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計 (百万円)		59			9		2,454	2,384	186	2,576
平成19年12月31日残高(百万円)	5,551	752	2,365	830	9	18,280	9,373	37,162	15,727	87,374

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年12月31日残高(百万円)	4,623	4,623		89,421
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				2,702
当期純利益				5,087
自己株式の取得				147
自己株式の処分				340
圧縮記帳積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,198	1,198	74	1,124
事業年度中の変動額合計(百万円)	1,198	1,198	74	1,452
平成19年12月31日残高(百万円)	3,425	3,425	74	90,874

当事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年12月31日残高(百万円)	34,433	31,499	6	31,505
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			6	6
圧縮記帳積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)			6	6
平成20年12月31日残高(百万円)	34,433	31,499		31,499

	株主資本									
	利益剰余金								自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余 金合計		
		圧縮記帳 積立金	配当積立 金	研究開発 積立金	特別償却 準備金	別途積立 金	繰越利益 剰余金			
平成19年12月31日残高(百万円)	5,551	752	2,365	830	9	18,280	9,373	37,162	15,727	87,374
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							2,706	2,706		2,706
当期純利益							2,908	2,908		2,908
自己株式の取得									366	366
自己株式の処分							19	19	225	199
圧縮記帳積立金の取崩		51						51		
特別償却準備金の取崩					9			9		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計 (百万円)		51			9		242	181	141	34
平成20年12月31日残高(百万円)	5,551	701	2,365	830		18,280	9,615	37,344	15,868	87,409

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年12月31日残高(百万円)	3,425	3,425	74	90,874
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				2,706
当期純利益				2,908
自己株式の取得				366
自己株式の処分				199
圧縮記帳積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	2,407	2,407	35	2,372
事業年度中の変動額合計(百万円)	2,407	2,407	35	2,237
平成20年12月31日残高(百万円)	1,017	1,017	109	88,536

重要な会計方針

項目	第147期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第148期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	a 満期保有目的の債券...償却原価法 (定額法) b 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法 c その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	a 満期保有目的の債券...同左 b 子会社株式及び関連会社株式 ...同左 c その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品、製品先入先出法による原価法 原材料、仕掛品、貯蔵品移動平均法による原価法	商品、製品同左 原材料、仕掛品、貯蔵品同左
3 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりで あります。 建物及び構築物 3年～50年 機械及び装置 7年、9年、 11年 無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェア(自社利用分)につ いては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は期末日の直物為 替相場により円貨に換算し、換算差額 は損益として処理しております。	同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率によ る計算額を、貸倒懸念債権等特定の 債権については、個別に回収可能性 を検討し回収不能見込額を計上して おります。	(1) 貸倒引当金 同左
	(2) 返品調整引当金 商品・製品の期末日後の返品に備え るため、返品による損失見込額を計 上しております。	(2) 返品調整引当金 同左

項目	第147期 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	第148期 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)				
	(3) 販売促進引当金 当期売上にかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当期売上高に対して取引契約に基づく割戻金等の支払見積額を計上しております。	(3) 販売促進引当金 同左				
	(4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。	(4) 役員賞与引当金 同左				
	(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌期から費用処理することとしております。	(5) 退職給付引当金 同左				
	(6) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末支給見積額を計上しております。 なお、株式報酬型ストックオプションの導入に伴い、平成18年3月30日以降新たな引当を停止しております。	(6) 役員退職慰労引当金 同左				
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左				
7 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">ヘッジ手段</td> <td style="text-align: center;">ヘッジ対象</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金利スワップ</td> <td style="text-align: center;">借入金の金利</td> </tr> </table> ヘッジ方針 主として社内管理制度にもとづき、当社経理部にて為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。	ヘッジ手段	ヘッジ対象	金利スワップ	借入金の金利	ヘッジ会計の方法 同左 ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ヘッジ方針 同左
ヘッジ手段	ヘッジ対象					
金利スワップ	借入金の金利					
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。	同左				

表示方法の変更

<p>第147期 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p>第148期 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>(貸借対照表) 前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「立替金」については、重要性がなくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度の「立替金」は、94百万円であります。 (損益計算書)</p>	<p>(貸借対照表) (損益計算書) 前事業年度まで営業外費用の「雑損」に含めて表示しておりました「為替差損」については、当事業年度より区分掲記することといたしました。 なお、前事業年度の「為替差損」は、24百万円でありませ</p>

追加情報

<p>第147期 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p>第148期 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
	<p>(有形固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 この結果、従来の方法に比べ、売上原価が559百万円、販売費及び一般管理費が122百万円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ681百万円減少しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第147期 (平成19年12月31日)	第148期 (平成20年12月31日)																														
<p>1 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">受取手形及び売掛金</td> <td style="text-align: right;">4,798百万円</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td style="text-align: right;">554</td> </tr> <tr> <td>支払手形及び買掛金</td> <td style="text-align: right;">14,152</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">2,215</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">5,324</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td style="text-align: right;">10,767</td> </tr> </table>	受取手形及び売掛金	4,798百万円	その他流動資産	554	支払手形及び買掛金	14,152	未払金	2,215	未払費用	5,324	預り金	10,767	<p>1 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">受取手形及び売掛金</td> <td style="text-align: right;">4,540百万円</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td style="text-align: right;">556</td> </tr> <tr> <td>支払手形及び買掛金</td> <td style="text-align: right;">14,700</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">2,748</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">5,057</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td style="text-align: right;">8,818</td> </tr> </table>	受取手形及び売掛金	4,540百万円	その他流動資産	556	支払手形及び買掛金	14,700	未払金	2,748	未払費用	5,057	預り金	8,818						
受取手形及び売掛金	4,798百万円																														
その他流動資産	554																														
支払手形及び買掛金	14,152																														
未払金	2,215																														
未払費用	5,324																														
預り金	10,767																														
受取手形及び売掛金	4,540百万円																														
その他流動資産	556																														
支払手形及び買掛金	14,700																														
未払金	2,748																														
未払費用	5,057																														
預り金	8,818																														
<p>2 当事業年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">1,783百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">311百万円</td> </tr> </table>	受取手形	1,783百万円	支払手形	311百万円	<p>2 当事業年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">1,577百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">269百万円</td> </tr> </table>	受取手形	1,577百万円	支払手形	269百万円																						
受取手形	1,783百万円																														
支払手形	311百万円																														
受取手形	1,577百万円																														
支払手形	269百万円																														
<p>3 偶発債務 保証債務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保証先</th> <th style="text-align: center;">保証債務額 金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>獅王工業股? 有限公司</td> <td style="text-align: right;">140</td> </tr> <tr> <td>獅王日用化工(青島)有限公司</td> <td style="text-align: right;">884</td> </tr> <tr> <td>CJライオン(株)</td> <td style="text-align: right;">866</td> </tr> <tr> <td>ピーティーライオンウイングス</td> <td style="text-align: right;">2,324</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: right;">297</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">4,514</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記保証債務は保証先の借入金に対するものであります。</p>	保証先	保証債務額 金額 (百万円)	獅王工業股? 有限公司	140	獅王日用化工(青島)有限公司	884	CJライオン(株)	866	ピーティーライオンウイングス	2,324	従業員	297	計	4,514	<p>3 偶発債務 保証債務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保証先</th> <th style="text-align: center;">保証債務額 金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>獅王工業股? 有限公司</td> <td style="text-align: right;">248</td> </tr> <tr> <td>獅王日用化工(青島)有限公司</td> <td style="text-align: right;">586</td> </tr> <tr> <td>CJライオン(株)</td> <td style="text-align: right;">730</td> </tr> <tr> <td>ピーティーライオンウイングス</td> <td style="text-align: right;">1,966</td> </tr> <tr> <td>ライオンエコケミカルズ有限公司</td> <td style="text-align: right;">782</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: right;">222</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">4,536</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記保証債務は保証先の借入金に対するものであります。</p>	保証先	保証債務額 金額 (百万円)	獅王工業股? 有限公司	248	獅王日用化工(青島)有限公司	586	CJライオン(株)	730	ピーティーライオンウイングス	1,966	ライオンエコケミカルズ有限公司	782	従業員	222	計	4,536
保証先	保証債務額 金額 (百万円)																														
獅王工業股? 有限公司	140																														
獅王日用化工(青島)有限公司	884																														
CJライオン(株)	866																														
ピーティーライオンウイングス	2,324																														
従業員	297																														
計	4,514																														
保証先	保証債務額 金額 (百万円)																														
獅王工業股? 有限公司	248																														
獅王日用化工(青島)有限公司	586																														
CJライオン(株)	730																														
ピーティーライオンウイングス	1,966																														
ライオンエコケミカルズ有限公司	782																														
従業員	222																														
計	4,536																														
<p>4 輸出手形買取未決済高</p> <p style="text-align: right;">18百万円</p>	<p>4 輸出手形買取未決済高</p> <p style="text-align: right;">15百万円</p>																														

(損益計算書関係)

第147期 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	第148期 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)																
<p>1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕入高</td> <td style="text-align: right;">45,610百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">4,773</td> </tr> <tr> <td>手数料収入</td> <td style="text-align: right;">578</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> </table>	仕入高	45,610百万円	受取配当金	4,773	手数料収入	578	支払利息	163	<p>1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕入高</td> <td style="text-align: right;">40,661百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">2,255</td> </tr> <tr> <td>手数料収入</td> <td style="text-align: right;">488</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">184</td> </tr> </table>	仕入高	40,661百万円	受取配当金	2,255	手数料収入	488	支払利息	184
仕入高	45,610百万円																
受取配当金	4,773																
手数料収入	578																
支払利息	163																
仕入高	40,661百万円																
受取配当金	2,255																
手数料収入	488																
支払利息	184																
<p>2 他勘定振替高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 仕掛品勘定へ振替</td> <td style="text-align: right;">147百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 販売費及び一般管理費他へ振替</td> <td style="text-align: right;">5,290</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,438</td> </tr> </table>	(1) 仕掛品勘定へ振替	147百万円	(2) 販売費及び一般管理費他へ振替	5,290	計	5,438	<p>2 他勘定振替高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 仕掛品勘定へ振替</td> <td style="text-align: right;">580百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 販売費及び一般管理費他へ振替</td> <td style="text-align: right;">2,391</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,971</td> </tr> </table>	(1) 仕掛品勘定へ振替	580百万円	(2) 販売費及び一般管理費他へ振替	2,391	計	2,971				
(1) 仕掛品勘定へ振替	147百万円																
(2) 販売費及び一般管理費他へ振替	5,290																
計	5,438																
(1) 仕掛品勘定へ振替	580百万円																
(2) 販売費及び一般管理費他へ振替	2,391																
計	2,971																
<p>3 一般管理費に含まれる研究開発費は、8,171百万円です。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。</p>	<p>3 一般管理費に含まれる研究開発費は、8,008百万円です。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。</p>																
<p>4 このうちの主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械及び装置処分損</td> <td style="text-align: right;">159百万円</td> </tr> </table>	機械及び装置処分損	159百万円	<p>4 このうちの主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械及び装置処分損</td> <td style="text-align: right;">133百万円</td> </tr> </table>	機械及び装置処分損	133百万円												
機械及び装置処分損	159百万円																
機械及び装置処分損	133百万円																
<p>5 減損損失 当事業年度において、重要な減損損失はありません。</p>	<p>5 減損損失 同左</p>																
<p>6 「バルサン 飛ぶ虫氷殺ジェット」及び「バルサン 這う虫氷殺ジェット」の自主回収を行ったことに伴い発生した、社告、回収、返金、廃棄等の諸費用を計上しております。</p>	<p>6</p>																

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	28,974,638	235,834	654,182	28,556,290

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り請求による増加 235,834株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 130,938株 ストックオプションの権利行使 523,244株

当事業年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	28,556,290	702,886	424,171	28,835,005

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り請求による増加 702,886株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 157,787株 ストックオプションの権利行使 266,384株

[次へ](#)

(リース取引関係)

第147期 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)					第148期 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記				
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額					1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				
	車輜及び 運搬具 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	計 (百万円)		車輜及び 運搬具 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	計 (百万円)
取得価額 相当額	81	879	21	983	取得価額 相当額	96	911	15	1,023
減価償却 累計額相当額	35	419	17	471	減価償却 累計額相当額	53	385	14	453
期末残高 相当額	46	459	4	511	期末残高 相当額	43	525	1	570
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>					<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>				
2 未経過リース料期末残高相当額					2 未経過リース料期末残高相当額				
				190百万円					199百万円
1年以内					1年以内				
1年超				320	1年超				370
合計				511	合計				570
<p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>					<p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>				
3 支払リース料及び減価償却費相当額					3 支払リース料及び減価償却費相当額				
				242百万円					241百万円
支払リース料					支払リース料				
減価償却費相当額				242	減価償却費相当額				241
4 減価償却費相当額の算定方法					4 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。					リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				
(減損損失について)					(減損損失について)				
リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。					リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。				

(有価証券関係)

第147期(平成19年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの。

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式			
(2) 関連会社株式	69	589	519
計	69	589	519

第148期(平成20年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの。

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式			
(2) 関連会社株式	69	461	391
計	69	461	391

(税効果会計関係)

第147期 (平成19年12月31日)	第148期 (平成20年12月31日)																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">15</td></tr> <tr><td>返品調整引当金否認額</td><td style="text-align: right;">478</td></tr> <tr><td>販売促進引当金否認額</td><td style="text-align: right;">113</td></tr> <tr><td>退職給付引当金否認額</td><td style="text-align: right;">10,261</td></tr> <tr><td>のれん償却超過額</td><td style="text-align: right;">1,039</td></tr> <tr><td>減損損失否認額</td><td style="text-align: right;">21</td></tr> <tr><td>未払事業税・事業所税</td><td style="text-align: right;">55</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">5,918</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,516</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の合計</td><td style="text-align: right;">20,421</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>租税特別措置法における積立金・準備金</td><td style="text-align: right;">523</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益否認額</td><td style="text-align: right;">5,662</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">2,285</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の合計</td><td style="text-align: right;">8,471</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 11,950</p>	貸倒引当金損金算入限度超過額	15	返品調整引当金否認額	478	販売促進引当金否認額	113	退職給付引当金否認額	10,261	のれん償却超過額	1,039	減損損失否認額	21	未払事業税・事業所税	55	繰越欠損金	5,918	その他	2,516	繰延税金資産の合計	20,421	租税特別措置法における積立金・準備金	523	退職給付信託設定益否認額	5,662	その他有価証券評価差額金	2,285	繰延税金負債の合計	8,471	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>返品調整引当金否認額</td><td style="text-align: right;">420</td></tr> <tr><td>販売促進引当金否認額</td><td style="text-align: right;">88</td></tr> <tr><td>退職給付引当金否認額</td><td style="text-align: right;">8,106</td></tr> <tr><td>のれん償却超過額</td><td style="text-align: right;">519</td></tr> <tr><td>減損損失否認額</td><td style="text-align: right;">47</td></tr> <tr><td>未払事業税・事業所税</td><td style="text-align: right;">76</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">6,858</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,388</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の合計</td><td style="text-align: right;">18,510</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>租税特別措置法における積立金・準備金</td><td style="text-align: right;">481</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益否認額</td><td style="text-align: right;">5,582</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">729</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の合計</td><td style="text-align: right;">6,792</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 11,717</p>	貸倒引当金損金算入限度超過額	4	返品調整引当金否認額	420	販売促進引当金否認額	88	退職給付引当金否認額	8,106	のれん償却超過額	519	減損損失否認額	47	未払事業税・事業所税	76	繰越欠損金	6,858	その他	2,388	繰延税金資産の合計	18,510	租税特別措置法における積立金・準備金	481	退職給付信託設定益否認額	5,582	その他有価証券評価差額金	729	繰延税金負債の合計	6,792
貸倒引当金損金算入限度超過額	15																																																								
返品調整引当金否認額	478																																																								
販売促進引当金否認額	113																																																								
退職給付引当金否認額	10,261																																																								
のれん償却超過額	1,039																																																								
減損損失否認額	21																																																								
未払事業税・事業所税	55																																																								
繰越欠損金	5,918																																																								
その他	2,516																																																								
繰延税金資産の合計	20,421																																																								
租税特別措置法における積立金・準備金	523																																																								
退職給付信託設定益否認額	5,662																																																								
その他有価証券評価差額金	2,285																																																								
繰延税金負債の合計	8,471																																																								
貸倒引当金損金算入限度超過額	4																																																								
返品調整引当金否認額	420																																																								
販売促進引当金否認額	88																																																								
退職給付引当金否認額	8,106																																																								
のれん償却超過額	519																																																								
減損損失否認額	47																																																								
未払事業税・事業所税	76																																																								
繰越欠損金	6,858																																																								
その他	2,388																																																								
繰延税金資産の合計	18,510																																																								
租税特別措置法における積立金・準備金	481																																																								
退職給付信託設定益否認額	5,582																																																								
その他有価証券評価差額金	729																																																								
繰延税金負債の合計	6,792																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.8</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">24.3</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損等スケジューリング不能な項目</td><td style="text-align: right;">14.5</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.4</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">32.3</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	24.3	投資有価証券評価損等スケジューリング不能な項目	14.5	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.3	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">2.5</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">16.7</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損等スケジューリング不能な項目</td><td style="text-align: right;">11.3</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">38.6</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	16.7	投資有価証券評価損等スケジューリング不能な項目	11.3	その他	0.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.6																												
法定実効税率	40.7																																																								
(調整)																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	24.3																																																								
投資有価証券評価損等スケジューリング不能な項目	14.5																																																								
その他	0.4																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.3																																																								
法定実効税率	40.7																																																								
(調整)																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	16.7																																																								
投資有価証券評価損等スケジューリング不能な項目	11.3																																																								
その他	0.8																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.6																																																								

(1株当たり情報)

第147期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		第148期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり純資産額	335円60銭	1株当たり純資産額	327円17銭
1株当たり当期純利益	18円81銭	1株当たり当期純利益	10円75銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	18円77銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	10円73銭

算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度末 (平成19年12月31日)	当事業年度末 (平成20年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	90,874	88,536
普通株式に係る純資産額(百万円)	90,799	88,427
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	74	109
普通株式の発行済株式数(千株)	299,115	299,115
普通株式の自己株式数(千株)	28,556	28,835
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	270,559	270,280

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	第147期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第148期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	5,087	2,908
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	5,087	2,908
普通株式の期中平均株式数(千株)	270,386	270,644
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	584	290
(うちストックオプション)(千株)	(584)	(290)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含めなかった潜在株式の 概要	平成16年3月30日定時株主総会決議 ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 8,019千株 平成17年3月30日定時株主総会決議 ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 628千株 平成18年3月30日定時株主総会決議 ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 950千株	同左

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)メディセオ・パルタック ホールディングス	1,579,707	1,693
		サハパタナピブル パブリック カンパニーリミテッド	32,188,333	1,506
		(株)あらた	3,191,655	1,066
		レンゴー(株)	913,000	671
		高砂香料工業(株)	1,005,014	627
		東洋製罐(株)	373,010	571
		王子製紙(株)	982,000	515
		(株)みずほフィナンシャルグループ 第十一回第十一種優先株式	500	500
		サハパタナ インターホールディング パブリックカンパニーリミテッド	10,000,000	475
		(株)フジ・メディア・ホールディングス	3,564	456
		東京放送(株)	327,200	446
		旭化成(株)	1,123,359	438
		その他(133銘柄)	24,673,771	5,257
計		76,361,113	14,224	

【債券】

銘柄		券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資 有価証券	満期保有 目的の 債券	地方債	1	1
		小計	1	1
計		1	1	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高(百万円)
有形固定資産							
建物	37,934	1,052	95	38,892	27,816	933	11,075
構築物	6,279	32	33	6,277	5,137	175	1,139
機械及び装置	88,596	1,695	875 (77)	89,417	77,666	3,485	11,750
車輛及び運搬具	378	12	3	387	337	21	50
工具器具及び備品	15,152	852	620	15,385	13,197	925	2,187
土地	10,622	7	7	10,622			10,622
建設仮勘定	56	5,507	3,735	1,828			1,828
有形固定資産計	159,021	9,160	5,372 (77)	162,810	124,155	5,540	38,654
無形固定資産							
特許権	462			462	236	57	226
商標権	39,283	3		39,286	8,567	3,917	30,718
ソフトウェア	1,622	10		1,632	1,047	294	584
その他	480			480	432	4	47
無形固定資産計	41,848	13		41,862	10,284	4,275	31,577
長期前払費用	309	139	47	401	186	98	215
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 1 当期増加額の主なもの

機械及び装置	大阪工場	洗剤設備	558 百万円
建物	研究所	建物補強工事	327
	本社	建物補強工事	216

2 当期減少額の主なもの

機械及び装置	大阪工場	洗剤設備除却	51 百万円
--------	------	--------	--------

3 なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	901	39	2	(注) 1 869	68
返品調整引当金	1,176	1,032		(注) 2 1,176	1,032
販売促進引当金	278	216	278		216
役員退職慰労引当金	262		118		144
役員賞与引当金	82	60	82		60

(注) 1 債権の回収又は回収可能性の見直しによる取崩額及び一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2 洗替による当期取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(a) 流動資産

(イ) 現金及び預金

内訳	金額(百万円)
現金	78
預金	
当座預金	2,505
普通預金	28,708
通知預金	100
定期預金	200
その他の預金	124
預金計	31,637
合計	31,716

(ロ) 受取手形

a 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
丹平中田(株)	1,388
シーエス薬品(株)	857
(株)東京堂	839
(株)リードヘルスケア	580
ニッサン石鹼(株)	213
その他	2,666
計	6,546

b 期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成21年1月期日	4,247
平成21年2月期日	1,182
平成21年3月期日	959
平成21年4月期日	145
平成21年5月期日	11
計	6,546

(注) 平成21年1月期日には当事業年度末日満期手形1,577百万円が含まれております。

(八)売掛金

a 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)パルタック	11,503
(株)あらた	6,260
(株)大木	2,741
ライオン歯科材(株)	1,705
中央物産(株)	1,357
その他	17,180
計	40,748

b 滞留状況

期間	前期末残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間
自平成20年1月1日 至平成20年12月31日	40,600	279,012	278,864	40,748	87.3	1.75ヵ月

(注) 1 「当期回収高」には、回収の都度品代請求額と相殺した歩引額を含んでおります。

2 算出方法

$$\text{回収率} = \frac{\text{当期回収高}}{(\text{前期末売掛金残高} + \text{当期発生高})} \times 100$$

$$\text{滞留期間} = \frac{(\text{前期末売掛金残高} + \text{当期末売掛金残高}) \div 2}{\text{当期発生高} \div 12}$$

3 金額は、消費税等を含んでおります。

(二)商品

内訳	金額(百万円)
ハウスホールド品	1,623
オーラルケア品	404
ビューティーケア品	986
薬品	1,516
化学品	1,481
計	6,012

(ホ)製品

内訳	金額(百万円)
ハウスホールド品	5,406
オーラルケア品	1,774
ビューティーケア品	1,131
薬品	319
化学品	48
計	8,680

(へ)原材料

内訳	金額(百万円)
原料	1,661
包装材料	140
燃料	0
計	1,802

(ト)仕掛品

内訳	金額(百万円)
千葉工場	262
小田原工場	136
大阪工場	99
明石工場	221
生産委託協力工場	26
計	745

(チ)貯蔵品

内訳	金額(百万円)
販売促進材料	467
その他	176
計	643

(b) 固定資産

(イ) 商標権

内訳	金額(百万円)
パファリン等商標権	26,103
その他	4,615
計	30,718

(ロ) 関係会社株式

関係会社名	金額(百万円)
ライオンケミカル(株)	7,800
CJライオン(株)	3,803
ライオンエコケミカルズ有限公司	3,103
泰国獅王企業有限公司	758
獅王企業(シンガポール)有限公司	739
その他	3,716
計	19,921

(ハ) 関係会社長期貸付金

関係会社名	金額(百万円)
ライオンケミカル(株)	5,750
一方社油脂工業(株)	600
ライオン商事(株)	300
ライオンパッケージング(株)	300
計	6,950

(二) 前払年金費用

内訳	金額(百万円)
確定給付型企業年金に係る前払年金費用	18,163
計	18,163

(c) 流動負債

(イ) 支払手形

a 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
佐藤薬品工業(株)	264
カネヨ石鹼(株)	227
ジャスコインタナショナル(株)	73
(株)マスター	59
(株)ジェイアール東日本企画	44
その他	527
計	1,196

b 期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成21年1月期日	571
平成21年2月期日	315
平成21年3月期日	293
平成21年4月期日	16
計	1,196

(注) 平成21年1月期日には、当事業年度末日満期手形269百万円が含まれております。

(ロ) 買掛金

相手先	金額(百万円)
ライオンケミカル(株)	7,588
ライオンパッケージング(株)	3,451
ライオン・アクゾ(株)	2,787
豊田通商(株)	2,169
大日本印刷(株)	1,524
その他	21,938
計	39,460

(八)未払費用

内訳	金額(百万円)
運賃・保管料	3,221
販売奨励費	2,107
販売促進費	8,577
広告宣伝費	6,834
その他	6,118
計	26,859

(d) 固定負債

(イ)長期借入金(一年以内返済長期借入金を含む)

相手先	金額(百万円)
(株)みずほ銀行	22,448 (4,104)
(株)三菱東京UFJ銀行	12,678 (2,644)
みずほ信託銀行(株)	5,162 (776)
三菱UFJ信託銀行(株)	4,762 (776)
明治安田生命保険相互会社	2,000 (-)
その他	300 (-)
計	47,350 (8,300)

(注)金額の()内は内書きで、一年以内返済長期借入金であります。

(3)【その他】

記載すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	1,000株未満を表示する株券、1,000株券、10,000株券及び100,000株券
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	1枚につき250円
単元未満株式の買取及び買増	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取または買増した単元未満株式の数で按分した金額及びこれに係る消費税等の合計額 (算式) 1株当たりの買取または買増価格に1単元の株式を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合は切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して、これを行う。
株主に対する特典	新製品紹介セット(1,000株以上ご所有の株主様に年1回1セット)

(注) 1 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当該法令施行日を効力発生日として、定款における株券を発行する旨の定めを削除したものとみなされ、当社は株券不発行会社となっております。また、平成20年12月25日開催の取締役会決議により、当該法令施行日を効力発生日とする株式取扱規程の変更を行い、株券の種類及び株式の名義書換えの該当事項はなくなっています。

- 2 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 3. 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 4. 単元未満株式の買増を請求することができる権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|--|------------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第147期) | 自 平成19年1月1日
至 平成19年12月31日 | 平成20年3月31日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 半期報告書 | (第148期中) | 自 平成20年1月1日
至 平成20年6月30日 | 平成20年9月12日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 平成20年3月31日に提出した有価証券報
告書の訂正報告書であります。 | | 平成21年2月13日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢部 雅弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 網本 重之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 宏和

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」の注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より事業区分を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 仲 井 一 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 網 本 重 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 中 宏 和

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢部 雅弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 網本 重之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 宏和

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第147期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 仲 井 一 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 網 本 重 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 中 宏 和

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第148期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。